

平成24年第3回竹原市議会定例会会議録

平成24年9月13日開議

(平成24年9月13日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 長	梅 田 一 榮	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第 3 一般質問

午前10時00分 開議

副議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位7番、高重洋介君の登壇を許します。

2番（高重洋介君） おはようございます。一般質問も3日目となり、皆さん、少々お疲れでしょうが、しっかり聞いていただけるように質問させていただきます。

平成24年第3回竹原市議会定例会一般質問、快政会、高重洋介でございます。

子供の命を守る通学路の安全確保について。

6月の定例市議会でも同僚議員から通学路の安全を守る問題について質問がありました。現在では、いじめ問題が全国的に取り上げられ、少し前の話となっておりますが、子供たちの命にかかわる重要な問題です。その後の経過や今後の対策について質問を行います。

子供を取り巻く環境は一昔に比べ社会も進歩し、最新の先端技術やITが取り入れられ、一見よくなっているように見えますが、全体的に見ればどうでしょうか。生活環境、教育環境、自然環境、住宅環境、子育て環境、また、食生活など、どの分野をとってもよくなっておりますが、それが全て幸せにつながるかという疑問が残ります。

車社会においても便利になった分、子供やお年寄り、いわゆる社会的弱者にしわ寄せが来るのではないのでしょうか。昨年度、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は1年間で2,485人に上り、その数の多さに驚かされております。それでも過去5年のうちで最も少ない数であります。整然と並んで登校している何の落ち度もない小学生が犠牲になるなど、余りに理不尽過ぎる悲劇をこれ以上繰り返してはなりません。未来を担う子供たちのために安全な教育環境を提供すべき行政の役割は大きいのではないのでしょうか。

ことし4月以降、登下校中の児童や保護者の列に車が突っ込み犠牲者が出るという痛ましい事故が全国で相次いでいることを受け、文部科学省と国土交通省、警察庁の3省庁が対応策を検討し、通学路における緊急合同点検実施要項を作成、ことし8月末までにこの実施要項に従って関係機関が連携して通学路の安全策を講じるよう、教育委員会を通じて全国の小学校に要請をいたしました。対象となるのは全ての公立小学校及び公立特別支援学校の通学路ではあるが、国立及び私立の小学校の通学路についても各学校や学校の設置者の判断により公立に準じて実施するとあります。

これらの安全対策については、予算だけではなく、住民との調整など一定の時間が必要なことは十分承知しておりますが、全国の事故の状況を見ると、危険と認識しながらも課題があり、結果的に放置され、取り返しのつかない重大な事故が起きた場合、行政責任も厳しく問われています。防ぐことができた悲惨な事故が起こらないように、通学路の危険箇所の対策、改善を早急に取り組んでいただきたいと思います。

少し前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

学校教育だより第38号で報告がありました。本市での取り組み状況、今後の対策をより詳しくお伺いいたします。

2つ目に、昨年までの通学路での改善要望など、具体的な内容とその改善状況をお伺いいたします。

小学校対象とありますが、本市では各中学校での取り組みは行っているのか、お伺いいたします。

各学校前の通学路ではゾーン30（制限速度30キロ）が設けてありますが、なかなか守られていないのが現状です。車の速度を制御する対策、また、スクールゾーンについて、本市の考えをお伺いいたします。

子供の視点や保護者、地域の方や見守り隊の方など、地元の意見が重要になると思われますが、その点についてお伺いいたします。

学校には、晴れた日だけではなく、警報が出ていなければ、雨の日も風の日も、また、雪の日も登校します。このような非常時の場合の安全確認はできていますか。もしあれば、具体的な内容と対策をお伺いいたします。

2番目に、旧竹原市立体育館についてお伺いいたします。

前回、質問させていただいて1年半が経過いたしました。その後、裏側の出入り口にメッシュシートで防護柵を設置していただいただけで、何の進展もございません。平成19年に使用禁止となり、平成22年3月には用途廃止と決定しており、外壁も崩落し続けて大変危険な状態が続いております。

先ほどの質問と関連しますが、旧市立体育館の隣接市道は小・中・高校の通学路にもなっており、また、その近隣には多くのアパートや新しい住宅地があり、隣接する公園では遊ぶ子供さんもたくさんおられます。

学校教育だよりの「通学路の安全点検を実施しています」という項目の中で、「各学校から総計47カ所が抽出され、報告を受けました」とありますが、旧市立体育館前の通学

路は含まれているのでしょうか。含まれていないのであれば、48カ所目として加えていただきたいと思います。現実にはいつ事故が起きてもおかしくない状況です。もし、人身事故でも起これば大変なことになります。

また、旧市立体育館が壁となり、建物の裏手や隣接するトイレでは目隠しになるため、未成年のたまり場となりやすく、たばこの吸い殻や食べ残しのごみが散乱していることもよくあり、若者の育成の面でも危惧されております。

そこで、お伺いいたします。

財政窮乏などではございますが、通学路の安全確保にもつながります。安全で住みよいまちづくりのために、即刻解体工事を実施していただき、市民の安全を守っていただきたい。通学路の問題などを踏まえて、現在の竹原市のお考えをお尋ねいたします。

2つ目に、現在、夏場ということもあり、トイレの異臭が気になり使うこともためらいます。近くには住宅地もありますし、できれば洋式トイレにして、市民の皆さんが使いやすいトイレに改善していただきたいが、いかがでしょうか。

3番目に、以前から気になっていたところですが、旧市立体育館近くの中央公園内の歩道にインターロックの浮き沈みや段差の大きい凹凸があります。危険な箇所が見受けられます。長い間、放置されたままですが、今後どのような対策をお考えか、お尋ねいたします。

竹原市にはバンブー公園というすばらしい公園があります。しかし、市中心部からは遠く、一部の市民からは便利が悪いという声も聞かれます。しかし、中央公園は市中心部にあるため立地条件もよく、多くの緑やテニスコートもあり、また、小学校低学年の遠足の場にもなっております。早急に大変危険な建物である旧市立体育館の解体工事をお願いすると同時に、市民の憩いの場として中央公園のより充実した整備をお願いいたします。

3番目に、中学校の部活動についてお伺いいたします。

学校生活において、体育と並び、子供たちが運動、スポーツの場に触れるのは、放課後に行われる部活動です。私自身も中学校時代、野球部に所属し、技術や体力を身につけるだけではなく、友人とのコミュニケーションや先輩、後輩の上下関係、また、同じ目標に向かい心を一つにして取り組むなど、部活から多くのことを学びました。このように運動部に限らず、部活動は協調性や公德心の向上につながり、子供の健全な育成を図るなど教育的意義は大きいと言えます。

全国的に見ても、現在では少子化が進んでいることも影響し、少ない生徒を多くのクラ

ブで奪い合い、人気の高い部活に部員が集中すれば、他のクラブは存続自体危ぶまれ、実際に廃部になるクラブも少なくないと聞いております。

竹原市においても、中体連の試合に出場するため、他のクラブから部員をかりて出場する学校もあるようで、このままでは自分がやりたい部活動に入部ができて、チーム編成ができない状態にあります。小中一貫校に取り組んでいる忠海中、吉名中においては、全体的な生徒数は確保できて、中学校の生徒の数は少子化の影響もあり今より減少し、団体競技の部活動の存続が危ぶまれます。

そこで、お伺いいたします。

少人数化する部活動に対する本市の考え方と今後の対策をお願いいたします。

また、他市では、スポーツを推進することで地域の活性化や青少年の育成に効果があることから、スポーツを重要施策として取り組み、市長杯など行政と関係団体が共催する大会もあります。今後、本市でもこのような大会が開催されることで、地域の活性化、健全な子供の育成、また、少子化の歯どめにもつながるのではないのでしょうか。本市ではスポーツによる子供の育成、また、スポーツによるまちづくりについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

副議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 高重議員の質問にお答えをいたします。1点目及び3点目のうち学校教育に係る御質問については、教育長がお答えをいたします。

まず、2点目の御質問についてであります。旧市立体育館につきましては老朽化が進み、さらに外壁崩落が生じたため、その対策として、平成22年度に小・中・高校の通学路である市道隣接の建物壁面部分に防護用のビニールシートによる措置を行い、平成23年度においては、建物の周囲全体に防護措置をして隣接する中央公園の利用者や近隣住民の安全に努めてきたところであります。この間、財産の有効活用を検討してきたところでありますが、建物の老朽化が顕著であることなどから、今後、他事業との優先順位を精査した上で、可能な限り早い時期に財源を確保し、解体工事を実施してまいりたいと考えております。

また、トイレにつきましては、隣接の中央公園利用者などの利便性を勘案し、当面利用に供することとし管理してまいりましたが、老朽化とともに防犯、環境面など適切な維持

管理は困難と考え、本年6月30日をもって使用禁止としたところであります。市民の皆様には広報5月号において使用禁止の記事を掲載するとともに周知を図るため、看板の設置をいたしました。

今後においては、中央公園テニスコート西側に設置するトイレの利用について周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、このトイレは旧竹原市立体育館に附属する建物であることから、体育館の解体に合わせ解体いたしたいと考えております。

次に、本市の公園緑地の整備といたしましては、市民に親しまれ、利用される自然と人との共生が実現できる本市の特性を生かした公園づくりに取り組んでいるところであります。本市の都市公園・緑地は総合公園2カ所、近隣公園2カ所、街区公園9カ所など計14カ所あります。

中央公園は近隣公園として整備しており、およそ500メートル以内の近隣の住民を対象として、休養、散策に供する公園として位置づけております。子供が安全で安心して遊べるように遊具等の保守点検を行っているところでありますが、本公園につきましては、昭和58年に開園し30年近く経過しており、公園内施設の老朽化が進み、撤去、または修繕により対応をしているところであります。

園路のインターロッキングの浮き沈みについてであります。開園当時、植樹した樹木が巨木化し、至るところで影響を及ぼし、御指摘のような段差が生じております。今後も樹根による影響が大きくなることが考えられますので、現地調査を行い、危険な箇所につきましては、補修及び除根も含めた対策を検討していきたいと考えております。

また、旧市立体育館の跡地利用につきましては、隣接する新開土地区画整理事業により、近年、良好な市街地が形成され、未利用地の有効活用が求められております。このため周辺の土地利用状況を踏まえる中で、その活用方法について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目の質問についてであります。文部科学省では、平成22年度に今後おおむね10年間を見据え、スポーツ立国の実現に向けて必要となる施策の全体像を示すスポーツ立国戦略を策定しており、基本的な考え方を「する人、観る人、支える人の重視」としてしております。

このスポーツ立国戦略を踏まえて策定されたスポーツ基本計画では、幼児期からの子供の体力向上、学校の体育や社会のスポーツ環境の充実、コミュニティーの中心となる地域

スポーツクラブの育成・推進などが位置づけられております。

本市においては、このような国の動向を踏まえ、子供たちが夢や目標を持ち、ジュニアスポーツの競技力向上、底辺拡大、また、競技団体の指導力向上、競技団体の組織強化と地域への競技活動の促進を目的として、昨年度から広島トップスポーツクラブネットワークの協力のもと、トップスポーツ選手から直接指導を受けるトップアスリート・スポーツ教室を開催しております。

また、市と総合型スポーツクラブと連携した取り組みとして、スポーツの力で日本を元気にすることを目的に、15分間運動した市民の人口割合により、同規模の自治体と対戦するチャレンジデーに参加し、このたび参加4年目にして初めて勝利を上げることができました。このような取り組みにより、スポーツに親しむ習慣が定着し、少しずつではありますが、スポーツ人口が増加していると考えております。

市といたしましては、関係団体と連携・協働で毎年開催している少年サッカー大会、少年野球大会、市民体育大会、バレーボール大会、芸南学童水泳大会、駅伝競走大会、ロードレース大会などをさらに推進し、また、各種団体が主催している大会を後援し、スポーツによる地域住民の結びつきを強め、地域の一体感を生む取り組みを行っております。

今後、さらなるスポーツによる子供の健全な育成に努め、まちづくりの推進に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

副議長（北元 豊君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 1点目の通学路の安全確保についての御質問にお答えいたします。

通学途中の児童・生徒の命を守るためには、交通マナーの向上や交通違反の取り締まりに頼るだけでなく、平素からの通学路の安全確保に努める必要があると考えております。

初めに、お尋ねのありました本市の取り組み状況及び対応策についてお答えいたします。

御指摘のありました通学路の緊急合同点検につきましては、文部科学省から5月30日付で通学路の交通安全の確保の徹底についての依頼があり、小学校から抽出された47カ所について、8月7日、9日に国土交通省広島国道事務所、広島県西部建設事務所、竹原警察署、竹原市建設課、学校、保護者、地域の方々の参加をいただいて実施いたしました。この取り組みにより、見通しが悪く、歩行者だけが確認しにくい箇所については、直ちにカーブミラーの調整を行いました。また、忠海西小学校近くの185号線には減速を呼びかける注意喚起のためのカラー舗装を施工いたしたところであります。

今後の具体的な対応策として、主道路と従道路を区別するためのドットラインの整備、通学路であることを示す看板の設置、通学路脇の溝への転落を防止する柵の設置等の対策を行う予定にしております。

また、地元警察署からは、合同点検に参加された地域の方々に対して、校区の生活道路で幅員が狭い通学路については、自動車の速度を低減させる等の呼びかけをするなど、地域を挙げて交通安全の取り組みをするよう依頼がありました。

児童・生徒の通学路の安全性の確保については、安全・安心な学校教育を実現する上で大変重要な事項であると考えております。今回の合同点検を契機に、今後も保護者や地域の皆様の御協力をいただくとともに、関係機関や関係部署との連携を密にして、計画的な点検を実施してまいります。

次に、これまでの通学路に係る改善要望と具体的な改善状況についてお答えいたします。

このことにつきましては、これまで児童の安全を確保するためのガードレールや転落防止柵の設置、標識の設置などの改善要望をいただいております。

改善状況について具体例を申し上げますと、国道185号の的場地区においては、一部歩道が未整備の箇所もあり、地元自治会からの要望を受けて、平成21年から国に対して取り組みを実施し、本年度工事着手の予定となりました。また、明神地区から中須公園の間の630メートルにおいて、児童・生徒の安全確保のための歩道の整備について昨年度完了したところであります。

次に、各中学校での取り組みは行っているのかとのお尋ねですが、今回の文部科学省からの依頼及び広島県教育委員会からの通知を受けての危険箇所の抽出については、その通知に従い、小学校区のみを対象に実施したところであります。小学校の通学路の危険箇所の点検を実施することにより、中学校区の通学路のほぼ全域が含まれていると考えております。自転車通学などにより、今回の点検から漏れている中学校の通学路については、改めて点検を行います。また、各小学校から抽出された危険箇所については、各中学校にも情報提供をしており、小・中学校がともに連携しながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

次に、スクールゾーンについてお答えいたします。

スクールゾーンとは、歩行者と車の通行を分けて、通学通園時の幼児、児童の安全を図ることを目的に、小学校や幼稚園などのおおむね半径500メートルの範囲で設定されます。歩行者の通行実態や道路構造、地域住民の意見を総合的に判断して、車両の通行禁止、

一方通行、一時停止、速度規制などの交通規制が実施されており、教育委員会といたしましては、地域の警察、道路管理者等と協議しながら、スクールゾーンの設定及び定着化を積極的に推進し、速度の制限、標識や歩道、路側帯、カラー舗装の整備などを進めてまいりたいと考えております。

次に、子供の視点や保護者、地域の方の見守り隊の方などの地元の意見が重要になるとの御指摘であります。本市においては、毎日の登下校の際、保護者、地域の皆様に引率をいただくなどして、児童・生徒の安全を見守っていただいていることに心から感謝いたしております。

今回の合同点検では、23名の保護者、地域の方に参加していただきました。保護者や見守り隊の方からは、登下校中の時間帯で危険を感じている箇所についての状況の説明をいただきました。例えば、中通のファミリーマート前の交差点は、朝夕、交通量が多く、信号待ちをする歩道が狭く危険である、忠海公民館前の道路は、歩道と車道の区別がなく、通勤時間帯に185号線への抜け道としてスピードを上げて走る車が多く危険である等の御意見をいただきました。

こうした地元の方々の御意見は大変貴重なものであり、これを受けて、県の建設事務所からは、歩道部分の待合スペースを広げる、地元警察署からは、当該箇所の点滅信号を隣接する信号と連動させる、現在消えて見えにくい速度制限30キロメートルの標示を復旧させる等の具体的な対応策が出されるに至っております。

また、昨年度、忠海西小学校では4年生が実際に校区内を歩き、自分たちの目で危険箇所に気づき、地図にまとめるといった地域安全マップづくりを行いました。これは子供たち自身が危険を予測する能力を高めるのに有効な方法であり、子供の視点で取り上げた危険箇所も今後の通学路の安全確保につなげていきたいと思っております。

次に、大雨警報発令時等の非常時の場合の安全確保についてであります。各学校では、通学路及びスクールゾーンの実態や道路の構造等、地域の実情を確認し、教職員による安全の確保に努めております。最近、ゲリラ豪雨等で小さな河川や側溝の増水、通学路の冠水等を引き起こす危険性が高く、台風や大雨等の際には下校時に、通学路の危険箇所に教職員が立ったり、児童の集団下校に付き添ったりするなどの対応をし、児童・生徒の安全確保に努めております。

今後も引き続き子供の命を守るため、第9次竹原市交通安全計画に基づき、平素から安全に対する意識を高め、児童・生徒がみずから危険を予測し、回避して、安全に通行する

ことができるように、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進に努めるとともに、関係機関と連携しながら通学路の交通環境の整備に取り組んでまいります。

続いて、中学校の部活動についてお答えいたします。

少子化に伴い、各中学校の生徒数が減少する中、部活動の運営についてはどの中学校も苦慮している状況にあります。市内各校の状況を伺いますと、現在は直ちに廃部となるようなクラブはないとのことで、少人数ながら工夫して部活動に取り組んでいる様子が見えます。

竹原市教育委員会は、昨年9月に指定学校変更許可基準について一部を改め、指定学校の変更ができる要件に、部活動等学校独自の活動などの事情により教育上配慮が必要な場合を加えております。すなわち、自分が入学すべき指定学校において希望する部活動が実施されていない場合は、その部活動が実施されている他校への入学を認めるという内容で、今年度から実施いたしております。

一方で、生徒数の少ない吉名中学校では、小学校、中学校の両保護者を巻き込んでの部活動のあり方検討委員会を今年度実施されております。直ちに廃部や休部などによるクラブ数の適正化を目的としたものではなく、保護者に現状を理解していただくとともに、望ましい部活動のあり方について議論し、将来においても子供たちが伸び伸びと活躍できる小規模校ならではの部活動のあり方について検討を進めております。

教育委員会としましては、さきの制度の周知を図るとともに、各学校現場での取り組みを見守ってまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） はい、ありがとうございました。

それでは、さきに旧市立体育館の再質問のほうからさせていただきたいと思います。

前回、3月の、昨年3月ですね、一般質問で文化的意義のない旧市立体育館の即刻解体工事をお願いいたしましたが、そのときの答弁は、今後、適切な時期に解体工事を実施する方向で検討してまいりたいとちょっと曖昧な答弁でしたが、今回の答弁では、今後、他事業との優先順位を精査した上で、可能な限り早い時期に財源を確保し、解体工事を実施してまいりたいと、前回より大変前向きな答弁がいただけたのではないかというふうに私は理解しております。きっと25年度の予算に取り組んでいただけるものと確信をいたしました。皆さんもそう思われたのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

この問題は本当に早急に実施をしていただきたい問題なんです。本日、議長の許可をいただきまして、写真をお手元に配付させていただきました。ごらんいただきながら質問をさせていただきます。

通学路の問題も関係しておりますので、少々答弁漏れもあります。まずは、教育委員会にお聞きします。

旧市立体育館の隣接道は小・中・高の通学路ですが、壁の崩落などが生じたため、安全確保のために応急処置で防護柵を設置しております。しかし、この写真のように、防護柵が歩道に少しはみ出してあります。歩くスペースが少し狭くなってあります。また、電柱があるところではかなり狭く、歩行者は車道を通らなければならない状況にあります。大変危険な建物のそばにあり、歩道には障害物がある、このような通学路をどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

もう1点、建物が壁となり、若者のたまり場になりやすい状況があります。現実、たばこの吸い殻や食べ残しのごみが特に目につきます。この写真の左上にもあります。また、トイレの中でおむすびの食べ残しとか、そういうごみもかなりありました。若者の育成の面でも、環境面でも、よい環境と言える状態では決してありません。このような状況について、教育委員会はどのようにお考えか、お聞かせください。お願いします。

副議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） この状況の通学路についてどうかということでございます。

学校のほうに確認いたしますと、現在、子供会12名が小学生は集団登校をして、この前を通っているということを確認いたしました。安全についてより慎重な配慮が必要というふうに考えておりますので、今後、適切な対応を行えるように対応していきたいというふうに思います。

未成年者の喫煙場所となっていて環境が心配ということでございました。市内いろんなところで本当に子供たちの教育環境というものを整えていく必要は十分あるかと思えます。こういった環境に対しまして、本当に健全化できるように対応していくことが望ましいというふうに思っております。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） 私も、市立体育館のどれぐらいの通行量、子供、通学路ですね、なっているか、何回か朝、確認に行きました。小学生が朝早く通学しております。中学生は

最近は駅から真っすぐ中央のセブンイレブンまで行って、そこから新開ですか、それを真っすぐ上がるような形で、中学生の登校の数はかなり少なく思いました。ただ、全く通らないのかと言えば、それはないとは思いますが。高校生が自転車で通ることもあります。通行する人数によりきりじゃなしに、やはり通学路となっております。通学路となっている以上はしっかりとした整備をしていただきたいというふうに思っております。

また、この防護柵を撤去することは、今以上に危険なことにつながると私も十分認識しております。しかし、通行の邪魔にもなるとのわけで、だったらどうするべきかとなると、答えは1つしかありません。やはり解体工事を即刻行っていただきたいというふうに考えております。

また、いろんな市民の方とお話する中で、なぜこの建物を解体できないのかという話の中で、市役所の物置になっているのではないかという厳しい意見もお聞きしました。私もこの意見に関しては何も答えることができませんでした。現実にそうなっている事実もあると思います。また、多くの市民の皆様も知っている、承知していることです。少々意地の悪い質問と思いますが、使用禁止の建物を倉庫がわりに利用することは行政としていかがなものか、お伺いいたします。

副議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 市立体育館は従前から、議員御承知のように、旧竹原中学校の体育館、それから、それを市立体育館に移行して、平成19年まで使ってきたという背景ございまして、その間、いわゆるフロア部分ではなくて、舞台、またはその舞台の隅部分に行政の部品等を、倉庫というよりは集積場所として使ってきたという背景がございまして、用途廃止後、御指摘のような倉庫というよりは一時的な集積ということで活用してきたというところはございまして、それがゆえにこの解体の時期をずらしていったということではなくて、従前から御説明をしておりましたとおり、有効な利用について、跡地利用についての検討を進めておりましたが、今般、防犯上の観点、環境の観点から、やはり御指摘のような危険性というものも勘案しまして、やはり早期の解体に取り組むべきということで、このたび御答弁をさせていただきましたので、その点は御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） ありがとうございます。言われることはよくわかるんですが、市民の皆さんもやはりそういう目で見ていただいているところもあります。実際に1度私も中身を見た

ことがあるんですが、竹がかなり並んであるような状態で、どうしてもそういうふうな思いにしかならなかったというのも事実です。

また、今の跡地の問題です。再利用。そのことは別個に考え、まずは解体工事を行っていただいて、市民の皆さんの安全を第一に考えていただきたいと思います。

また、写真のほうに戻るんですが、写真を見ていただいても大変危険な状態となっております。2枚目のほうなんです、このすき間があいているような写真なんです、これは道路側の市立体育館の出入り口です。そこの靴脱ぎ石といいましょうか、一段高くなっている、歩道より高くなっている場所と歩道が5センチ以上、今下がっております。中が州になっております。ここへ雨降りとか、水が入り込んで地盤が沈下をしているような状態でございます。右下の写真を見ていただいても、鋼管がちょうど立っています。換気口があいています。換気口の下から鋼管、奥を見てもらったらわかるんですが、15センチ下がっております。このような危険な状態になっております。また、右上の写真では、角の鉄筋がもう腐って露出しているような状態です。大変危険な状態だと思います。今、ちょうどこのネット、メッシュシートで囲われて、ちょっとなかなか見にくい状態ではあります。また、この写真は一部でありまして、裏側のほうに回っても、ガラスが割れたところもあります。ガラスが割れたところはベニヤとかで応急処置がしてあり、中には入れないような状態にはなっておりますが、大変危険な状態となっております。

この写真を見て、どのようにお考えか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

副議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 市立体育館についての御質問でございます。

この市立体育館につきましては、議員御質問のとおり、大変老朽化が進んでおりまして、この間、平成22年、23年にそれぞれ応急的な維持管理をしながら、その安全に努めてきたところでございますが、全体的にはもう建物も大変古くて、解体をするということについてはもう決定事項でございます。

しかしながら、行政としては一つのまちづくり施策の中で検討しなければならないことがございます。それはこの解体工事をするに当たりましては、大変経費的にも高額な経費がかかるということで、1つには、竹原市の総合計画にあります定住対策、あるいは人口減少対策、あるいは子育て対策、若者定住、人口減少にかかわる転出超過、いろんなそういった課題の中で、何とかこの土地を有効にそういった対策に使えないかという議論をこの方してまいりましたし、その計画についてもいろんな提案を今内部調整をしているとこ

ろでございますが、現時点において残念ながら、明快な計画はできていないというのが現状でございます。

そういったことも踏まえて、今回の答弁は、できる限り、可能な限り早い時期にこの旧市立体育館については解体をし、市民の安全・安心に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） ありがとうございます。

大変ちょっとしつこいようで恐縮なんですけど、もう1点だけ、市立体育館について質問させていただきたいと思っております。

危険なのは建物ですよね。前々回、前に一般質問の中で私も、住吉神社の隣の、やはりこのようにメッシュシートで覆われた家屋、これ個人の持ち物だというふうに聞いております。その話もさせていただきました。危険家屋を放置する、市として何とかならないのかというお尋ねをしたと思っております。そのときに個人の持ち物だから行政としてはできないというような答えだったと思っております。しかし、この建物は公共の建物です。まずは、そういった市民に対してみずから襟を正して、解体工事などを行い、率先してやり、市民に示すのが行政ではないかと、私はそのように思います。自分がそういうことを怠って、人にはやれというふうなことは道理が通らないような話だと思っております。したがって、やはり本当にしつこくなって申しわけなんですけど、即刻体育館の解体工事を行っていただきたいというふうに思っております。

それでは、隣接するトイレについてお伺いいたします。

答弁書を見まして大変私も驚いたんですが、隣接するトイレはことし6月30日をもって使用禁止としたとあります。大変勉強不足に恥ずかしい思いがしました。しかし、自分の勉強不足を棚に上げて言うわけではございませんが、広報5月号で使用禁止の記事を掲載するとともに、周知を図るため、看板の設置をしたとあります。私は8月26日、日曜日なんですけど、旧市立体育館や中央公園、また、このトイレの現状を確認に行っております。そのときトイレの使用禁止の看板は見かけていないような気がします。また、張り紙もなく、出入り口も可能でした。ただただトイレの悪臭とたばこの吸い殻、食べ残しのゴミが気になったということです。

答弁書をいただきまして使用禁止のことを初めて知り、今月9日、4日前くらいなんですけど、確認に行ったところ、使用禁止の張り紙や出入り口ができないようにバリケードが

設置してありました。私の勘違いなら申しわけないんですが、使用禁止になった時点で設置すべきではないのかなというような思いがします。2カ月間も放置した状態で市民に周知が図れるか、お聞きいたします。

副議長（北元 豊君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 議員御指摘のとおり、広報での周知は行いましたが、現地での周知、看板設置、進入禁止等々の作業ができていなかったということで、まことに申しわけなく思っております。今後はそのようなことがないように早急に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） 市民の皆さんへ一日も早くわかるように。確かにちょっとにおいがきつかったんです、その日は。多分使われた方もおられるのではないかなと。実は8月26日は中央公園の相撲場で中国相撲選手権大会が開催されておりました。中国地方から多くの選手や、また、その応援する家族が来竹されておりました。もしかしたら、その中に使用された方がいるのではないかなというような思いがしました。もし、使用されていたら、ちょっと竹原市のイメージも余りよくなかったのではないかなと。やっぱりそういうことを考えると、早い段階で看板の設置などをしていただければというふうに思っております。

また、今後はやっぱり、先ほども言いましたように、全てに早い取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、中央公園のほうに行きたいと思えます。

中央公園は昭和58年に開園し約30年経過しております。現在では周辺地域の状況もかなり大きく変わっているのではないかなというふうに思っております。新しいアパートや住宅地など、子育て世代の若い夫婦や小さなお子さんもふえた中、巨木化して外からは見通しが悪く、公園内の草の管理や、先ほども言いましたように、園路のインターロッキングの凹凸など、公園の安全性も損なわれているのではないのでしょうか。公園の安全性や新しい遊具の要望などもあるとは思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

副議長（北元 豊君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 公園遊具の御質問でございますが、中央公園の遊具につきましては、先ほど議員御指摘のように、かなり年数がたっておりまして、老朽化しておりますので、今年度より社会資本の整備計画において遊具等について更新をしていきたいと

いうふうな予定も立っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） 近所には新しいアパートなど、小さな子供さんもたくさんおられますので、安全で使いやすい公園にさせていただきたいというふうに思います。

今回、旧市立体育館、中央公園、また、トイレの質問をしたのは、これは一まとまりに考えていただいて、旧市立体育館の解体工事を実施していただきまして、現在あるテニスコートや相撲場も含めた中央公園の整備、また、トイレの新設などを行っていただき、市民の憩いの場としてたくさんの方が利用できるように整備をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通学路の安全確保について再質問をさせていただきます。

現在、いじめ問題が全国各地で取り上げられ、大きな問題となっております。今定例会でも多くの議員から質問がされております。同じ年ごろの子を持つ親として大変心が痛みます。いじめは他人事ではなく、自分たちの近くでいつ起きてもおかしくなく、命の大切さを子供たちにしっかりと学んでいただきたいと、そういうふうに思っています。

通学路の問題も子供の命にかかわる重要な問題です。早期発見、早期解決が必要と考えております。再質問のほうに移ります。

答弁書の中に8月7日、9日、国土交通省広島国道事務所、また、広島県西部建設事務所、竹原市建設課、各学校、保護者、地域の方々に参加いただいて、小学校から抽出された市内47カ所の合同点検を実施したとあります。全ての小学校で危険箇所が抽出されたのか、また、どのような方法で保護者、地域の方に声かけをして当日参加いただいたのか、お聞きします。

副議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） この47カ所につきましては、小学校10校全てから出てきております。

また、当日参加いただきました保護者、地域の方々への参加依頼でございますけれども、各学校のほうへ学校長宛てに通知をいたしまして、参加の協力をいただくようにということで学校のほうにお願いをしているという状況でございます。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） はい、ありがとうございます。10校全てから抽出されたというこ

とです。ということは、10校全てで確認をしたいということになると思います。今回の合同点検で参加された保護者、地域の方は23名となっております。1校平均二、三人という少数でありますよね。私は、通学路のことはやっぱり保護者、子供会の会長さん、特にですね、看板の設置とか、点検とか、かなりされております、この中でPTAの会長さん、役員さん、また、子供会の会長さんが必要と、必要というか、必ずそこにいていただかなければならないというふうに思っております。何校か聞いた中では、そういう方がおられていたかどうかわからないんですが、私が知る限りにはちょっといなかったような話を聞いております。

今後、この危険箇所を報告する形式だけの点検ではなく、各学校で各子供会単位で保護者や地域の方の意見をしっかり取り入れて、継続的に点検をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

また、答弁書の中で、忠海西小学校では4年生が実際に校区内を歩き、自分たちの目で危険箇所に気づいた地図をまとめた地域安全マップづくりを行ったとありますが、私はこれは大変によいことだなというふうに思いました。大人には見えない子供の目線で見えるものもたくさんあると思います。大人に言われて気をつけるよりも、自分たちの目でしっかりと見て確認することで効果が上がるのではないかなというふうに思っております。ぜひ市内全体で行っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

副議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 今回の合同点検を契機に、関係の機関、関係部署としっかりと連携しながら、点検を継続していきたいというふうに考えております。

それから、子供たちの目線での取り組みですけれども、当初こうした地域安全マップというのは不審者対策のために始まったものでございますけれども、実際には地域の安全、危険箇所等、交通安全とか、その他の視点でもう一緒に合わせて取り組まれているものでございます。各学校での取り組みもありますので、そういったところを継続していけるよう指導してまいりたいというふうに思います。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） よろしくお願いいたします。

ちょっと余談の話なんですが、先日というか、春ごろの話なんですが、432、竹原方面から西条方面へちょっと仕事の関係で車に乗っていっておりました。東野の小学校の付

近なんです、中央橋という点滅信号があるところなんです、点滅信号で普通に子供がボタンを押して、私はそこにとまりました。そしたら、頭を下げて、子供が渡っていきました。渡り切ったところでこちらを向いて帽子をとってもう一度、ありがとうございましたというような子供さんを見かけました。僕は大変にこれ感心いたしまして、例えば、よその市からもそういう方が来られて、あっ、竹原市ってすごい、いい教育しているなというような受けとめ方ができるんじゃないかなと。こういうしっかりした教育ができていことは、子供たちをしっかりと褒めてあげて、また、いろんなところの学校でこういうことができるような教育を進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、非常時の場合の安全確認についてお伺いいたします。

台風や雨の日など、登校前ですね、朝6時の時点で何らかの警報が出ていたら、小学校は臨時休校となります。幾ら大雨でも注意報などの場合は通常どおり登校いたします。

そこで、地元であった1つの事例を紹介いたします。

ことし7月の初め、たしか5日前後だったと思うんですが、早朝に大雨が降り、6時の時点で警報から注意報に変わりました。そのときは雨もまだ降ってはいたんですが、そんな大した雨ではありませんでした。子供たちはふだんどおりに登校場所に集まり、登校しようとしたんですが、旧大王生協前、また、旧宮原県営の跡地の2カ所の部分が冠水いたしまして、子供たちは前にも後ろにも行くことができなくなりました。このような事例を教育委員会のほうは御存じでしょうか。また、この事例についてどのように思われますか、お聞きいたします。

副議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） この事案につきましても、学校のほうから報告を受けております。大変ありがたいことに、保護者のほうからまず学校に一報がありまして、早朝でございましたので、出勤している教師が手分けをしてそちらの現場のほうに赴いているということです。その際、地域の方々が機転をきかせて、迂回路を通って引率されたり、あるいは保護者が引率といいますか、誘導していただいたりというような対応をさせていただいております。まことにとってこういう地域、保護者の皆さんの機転のきくありがたい行為に対しまして、本当に感謝を申し上げる次第でございます。教育委員会としましては、こうした事態につきましても、本当に皆さんのお力をいただきながら学校としても最大限取り組めるように取り組んでいきたいというふうに考えます。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） このような例はどこにでもあることではないのかなど。たまたま今回、ここの中通小学校の区域で起きただけで、各小学校いろんなところで起き得ることだと思います。当日ですが、私たちも近所であります。車で出向いて、中学生を土手の上まで上げたりとかというふうなことをさせてもらった上、確かに学校の先生がすぐ対応して、近所の方々、迂回路というても、上市のほうまで回らなければならないような、あつと言間にそういう状況になりました。全く動くことができないような、水が引くまでですね、待ったような状態であります。今後はこのようなことがない、ないといったら、自然相手のことなので難しいとは思いますが。しっかり頭に入れておいて、いつ起きても対応ができるような準備だけは要るのかなというような思いがしました。

また、通学路は生活道路の一部であり、その生活道路の安全性が高まらないと、通学道路の安全性も確保はできないと思います。この大王地区の冠水については地元の方の長年の要望です。しかし、一向に進んでいるようには見えませんが、担当課としてはどのような対応をしておるのか、お聞きいたします。

副議長（北元 豊君） 建設産業部長。

建設産業部長（柏本浩明君） 先ほどの大王地区につきましては、近年の異常気象等、集中豪雨や都市化の進展によりまして、流水機能が低下しておるといような状況がありますので、生活道路が非常に冠水しやすい状況であるということにつきましては認識いたしておるところでございます。

これまでも台風、大雨時には、2級河川本川の水位が上昇いたしまして、本川に流れ込む支川部分の水路の流れが悪くなり、この大王地区についてでございますが、本川沿いでは道路、家屋等々浸水被害をもたらしまして、抜本的な治水対策というのがかねてより求められているところであります。

このため市のほうより、国、県に対しまして、今回の要望は繰り返しいたしまして、県におきまして治水対策の一環として、本川河口部分の水門、排水機場が計画されまして、平成25年には完成する予定となっております。この施設の完成によりまして、本川沿いの浸水被害が軽減するものと期待しているところでございます。

今後につきましても、河川、水路、既存ポンプの平常時の点検整備に努めるとともに、災害時には必要に応じて仮設ポンプ等々を設置するなど、通学路の安全確保並びに地域の安心・安全に向けた治水、浸水対策に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解の

ほどよろしく願ひいたします。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） 毎年、少なくとも二、三回、冠水をしております。地域の方々の大切な生活道路であります。子供たちの通学路にももちろんなっておりますので、今後も引き続き検討していただき、より早い解決に向けて願ひしたいと思ひます。よろしく願ひします。

それでは、話は通学路に戻ります。中学校での安全点検は、小学校の通学路の点検ではほぼ全域が含まれるということで行っていないということなので、違った面からちょっと質問させていただきます。

現在、竹原中学校の隣接道は制限速度が30キロとなっております。知っている方は知っていると思うんですけど、なかなか知られていないようなところもあるのではないかなというふうに思っています。

本渡橋から消防署あたりの橋から来須地区の土手、竹中前、そして、成井橋までの区間が30キロという標識があります。そして、最近では来須地区の土手なんですが、来須地区の土手には制限時速30キロを守りましょうというのぼりが何本か立てられているのも拝見いたしました。また、各小学校でも隣接道はほとんどの地域が時速30キロ制限となっております。正直、守られていないのが現実です。

竹原中学校に戻りますが、竹原中学校付近、川向こうの土手ですが、7時半から8時半まで進入禁止となっております。その進入禁止もあり、学校前が抜け道となり、登校時です、登校する時間、交通量も多く、私も月に1度挨拶運動に立つのですが、大変危険に感じております。とても制限速度が、30キロといたら、正直すごく遅いスピードなんですが、守られているような状態とは思えません。また、その進入禁止の道路でもしばしば車が通行しているところを見ることがあります。

交通違反を竹原市や教育委員会に取り締まれないことは十分にわかっております。ですから、早急に地元の竹原警察署と連携をとっていただいて、状況に応じて見守りや取り締まりの要望、また、ゾーン30、スクールゾーン、車のスピードを制御するような施策を積極的に取り入れ、中学校においても通学路の安全確保を早急に願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

副議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 確かに竹原中学校の近くの道路につきましては、

通学時間中に乗用車がスピードを上げて通っているという状況もよく目にいたします。このことにつきましては、竹原市全体の交通安全対策の計画に基づきまして、教育委員会としてなすべきスクールゾーンの設置の推進等、関係機関、警察署等と連携しながら積極的に進めていきたいというふうに思います。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） ぜひ早急な対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、3番目の中学校の部活についてお伺いいたします。

私は子供の教育は学力の向上が最重要と考えております。それは誰しもがそう思っていることだと思います。しかし、体力の向上も同じように重要ではないかと考えております。そのためにはみずから選んだ部活動で心や体を鍛え、授業では教わることのできない強い精神力や忍耐力、協調性など学ぶ場として、部活は中学生にはなくてはならないものだと思います。

少子化に伴い、生徒数の少ない中学校での部活動の存続が全国的に危ぶまれていると聞きました。また、答弁書の中に直ちに廃部になるクラブはないとありますが、3年後、5年後はどうでしょうか。また、小中一貫に取り組んでいる忠海中や吉名中の保護者の意見などがあればお聞かせください。特に答弁書の中の吉名小中の部活動のあり方検討委員会での意見などがありましたら、お聞きさせていただきたいと思います。

副議長（北元 豊君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 部活についての御質問ですけれども、我が国におきましては、情操面の効果ということもありまして、中学校におきまして部活動を行っている、教職員と一緒に活動して、指導しているという状況がございます。その効果があるがゆえに、本当に子供たち一生懸命取り組みまして、中体連の試合等には一生懸命それに参加しておるところでございます。

しかしながら、現在、少子化に伴いまして部活動の存続が本当に難しいというようなところも出てきているのは事実でございます。学校のほうではいろいろと工夫をしながら取り組みを考えておるところですけれども、先ほどありました吉名につきましては、本当に最近では男子の庭球部がなくなったというようなこともございます。

今後、将来的な、要するにもう少し先を見通した取り組みをやっていかなければいけない。特に確実に子供の数が減っていきますので、有効なクラブ活動が実施できなくなるのではないかという危惧は保護者の方も持っておられるということで、実際にもう小学校段

階の保護者の皆さんと一緒にこれからの部活をどうしていくかというようなお話をされております。

実際に会議の中身というのは、せんだって1回行われて、秋口にもう1度行われるというふうに聞いておりますけれども、子供たちにもアンケート等をとって、そういった取り組みをされておるといことです。子供の中には部活が、要するに試合には出れなくても、今の自分のやりたいスポーツを継続してやりたい、頑張りたいというような声もあるということです。思い切って、じゃあ、クラブの数を減せばいいというような理論ではなかなか判断しにくいというようなこともありまして、もう少し時間をかけながら、保護者の理解を得ながら検討していくというような状況でございます。

副議長（北元 豊君） 2番。

2番（高重洋介君） はい、ありがとうございます。そうですね。先の話もありますので、やっぱり小学校の保護者とか、いろんな方に意見を聞きながら、できれば私は地元の中学校で地元のクラブで頑張っていたきたいというような、クラブで中学校が選べるというようなことも書いてありますけれども、それも必要だとは思いますが、しかし、やっぱり地元の中学校へ通って、地元の中学校でみんなと頑張るような体制ができればな思っております。

それでは、時間もないので、最後の質問にさせていただきます。

一昨日、同僚議員からジュニアスポーツ助成金に関する質問が出ました。その際、竹原市の答弁の中で、全国大会に出場する個人団体に対して助成し、活動の支援を行うとともに、顕彰することで市民に夢と希望を与え、本市のスポーツ機運の醸成に努めてまいりますとありますが、助成することも僕は大変いいことだし、大事なことだと思います。また、顕彰することで励みになり、今後の糧となることだと思います。そして、同時にスポーツを通して子供を育てることも大事ではないでしょうか。

昨年度から竹原市市職員採用試験の枠に、文化スポーツ枠が設けられております。全国大会での入賞の実績、成果をおさめ、現在もその活動を継続される人とあります。他市では余り例のない、竹原ならではの大変よいことだと思います。ぜひこの文化スポーツ枠で地元出身の子供たちが一人でも多く採用されるように、スポーツのまち竹原として、知・徳・体、三拍子そろった子供の育成に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

以上をもって質問を終わりにさせていただきます。御答弁がありましたら、よろしくお願いたします。

副議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 御説明のありましたとおり、市職員の採用について、昨年度採用して、昨年の採用試験において文化スポーツ枠という枠を設けまして、採用させていただいております。本年4月からスポーツ経験者で全国で活躍している職員を1名採用しております。

るる御提言のありましたスポーツ振興、また、今回の枠につきましては、芸術文化を含めた、いわゆる今までの活動が顕著であるその経験を市職員として広く活用していただきたいということの思いを込めまして、取り組んでいるところでございます。職員は今も頑張っておりますが、いい刺激になりまして、それが行政運営について活用できれば、推進できればと思っておりますし、それが市民の皆様に波及できますように、我々もこの職員採用、職員育成について、今後とも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（北元 豊君） 以上をもって高重洋介君の一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩します。

午前11時21分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位8番、宮原忠行君の登壇を許します。

7番（宮原忠行君） 市民会議の宮原忠行でございます。平成24年第3回定例会議における一般質問をさせていただきます。

まず最初に、滋賀県大津市立皇子山中学校2年生の自殺事件に関するいじめ問題に対する全国的波及は、まさに今日における最大の教育事件とも言うべき、深刻かつ多面的、重層的な問題を投げかけ、さまざまな教訓を示唆しています。

次の点について、竹原市教育委員会として何を学び、教訓とされるのか、教育長の報告と見解を求めます。

1、平野博文文部科学大臣は、7月20日閣議後の会見で、全国の小・中学校を対象に、いじめの実態調査の方針を明らかにしており、既に竹原市教育委員会においても実態を調査し、報告しているものと思われませんが、その内容について報告を求めます。

2、政治的中立性が求められる独立行政機関である教育行政に対する、大津市長の第三

者委員会設置による事実究明、和解の示唆等の政治的決断、対応に対する教育委員会の見解について。

3、いじめと自殺の実態並びに因果関係の解明のために、警察の強制捜査を招いた大津市教育委員会並びに皇子山中中学校長の対応について、教育委員会はどのような見解をお持ちになっているか。

4、皇子山中中学校2年生自殺事件表面化以来、いじめ問題に対する教育的解決から司法的解決への転換が急速に進んでいますが、この点について、教育委員会としてどのような見解をお持ちか。また、いじめを起因とする傷害、自殺等があった場合において、加害者に適用される刑罰はどのようなものが想定されるか。

5、同校のいじめ問題に対する大津市教育委員会の当事者能力、社会常識から逸脱した事なかれ主義対応は、教育委員会が形骸化していることの証左であり、それは全国の教育委員会に共通した病理であり、抜本的な改革が必要との声がほうはいとして沸き起こっています。このような指摘に対して、教育長、市長はどのような問題意識をお持ちになっておられるか。

2番目の質問は最初の質問と深く関連していますが、いじめ等防止条例の制定についてであります。

今日のネット社会におけるいじめ問題から派生する影響は、加害者、被害者、当該校、教育委員会のみならず、全く無関係な市民をも巻き込み、地域社会を引き裂くネット暴走とも言うべき凶暴な牙をむき、市民相克の悲劇とも言うべき負の連鎖を引き起こしています。

また、いじめ問題は、グローバル経済深化過程にあつて、格差拡大の進行、深化が社会心理のゆがみを拡大、深化させ、世界の教育界にとっても、その対応は喫緊の課題となっています。特にアメリカにおいては、高校、大学等における銃乱射事件を引き起し、深刻な問題となっており、反いじめ法が47州において成立しています。

国内においても、心の荒廃やいじめ等の問題が家庭、学校、企業、地域社会など、あらゆる生活環境において憂慮される事態となっているとの社会状況認識のもとに、いじめこそ、あらゆる人権侵害の根源であると捉え、学校におけるいじめだけではなく、家庭、企業、地域社会での虐待、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメントなどの問題を解決することが人権侵害そのものの解決につながるとの認識から、いじめ等を絶対に許さないという断固たる姿勢で、全ての市民の総意のもと、その防止に取り組むため

の小野市いじめ等防止条例が平成19年に制定され、全国的な反響を呼び起こしています。

人権宣言尊重都市を宣言し、人権センターの常設による人権保障行政を推進している竹原市においても、こうした国内外の先行事例に学んで、いじめ等防止条例を制定すべきものと考えますが、市長の御所見をお伺いします。

3番目の質問は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴町法指定地域内の空き家対策についてであります。

竹原市は同法に基づいて、歴史的風致維持向上計画を策定し、去る6月6日に主務大臣の認定を受け、華々しくプレス発表し、事業も現在進行形であります。しかしながら、指定地域にある住吉神社に隣接した民有家屋、空き家が老朽化して、屋根瓦崩落の危険性があることから、その安全対策を求める地元要望があったことを受けて、竹原市においてブルーシートが張られ、歴史的風景、景観を著しく毀損しており、同法の目的である、歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持向上という同法の本質に運用指針に違背する状態となっております。当該空き家を含む、住吉神社周辺の町並みの連続性と一体性を確保するための、実効ある空き家保存対策の実施が喫緊の課題となっております。市長の御所見をお伺いします。

また、本議案については、文化財保護行政に関することでもありますので、文化財保護行政の頭脳、司令塔を常々自認されてきた教育長、教育委員長の御所見もあわせてお伺いします。

4番目の質問は、我元行共同墓地適正化事業にかかわって提起されている、墓地使用権の問題に関する法的問題と、竹原市墓地使用条例改正の必要性についてであります。

この問題については、竹原市我元行共同墓地適正化事業にかかわる墓地使用権の問題として、関係者より疑義が提起され、市議会においても同僚議員、先輩議員から既に一般質問が行われています。私は、この問題に関する法的論点を整理し、関係者の理解と事業促進の観点から質問を展開しますので、簡潔かつ明瞭、真摯なる答弁を、まずもってお願いしておきたいと思っております。

1、一般的に墓地使用権とは、相当長期にわたり、その墓地の一定区画を使用して、墳墓としての設備を所有し、その区画内に遺骨の埋葬等をする権利であり、永代使用権とも呼ばれています。

墓地使用権に関する一般的な法的性質は、戦時体制下における旧竹原町昭和16年第1

回会議における「墓地ノ使用ハ有期ナルヤ」という議員の質問に対して、「永代使用ナル旨ヲ告」げた助役答弁も、この一般的な法的性質の理解の上に行われたものと理解されるべきものであります。したがって、関係者から、当時の支払い金額が相当高額であったこと、一度に支払ったこと等を論拠として、永代使用权を主張されることも至極当然のことであります。

しかしながら、戦前、戦中の我が国社会における家族制度に基づく家族相続制度を否定し、個人の尊重と権利の平等性を保障した現憲法下における昭和34年12月定例会議において、永代使用から有期使用へと転換した現行条例の原型が可決、成立しました。

そこで、論争点の一つであった永代使用から有期使用へと原理的転換をした昭和35年条例の適法性の法理としての「新法は旧法に優先する原則」について説明を求めます。

また、永代使用から有期使用へと転換されたことによる、使用者のいわゆる経済的不利益にかかわって、法律不遡及の原則、すなわち新たに制定された法令は施行日前にさかのぼって適用されないという原則に抵触するのではないかという疑義が提起されることが懸念されますが、この点についても、いかなる法理でもって説明責任を果たされるのか、答弁願います。

さらに、一般的には墓地使用料は使用開始前に支払う一時支払いとしての使用料と、水道施設等の附帯施設に要する費用や、墓地、霊園環境の維持管理に要する費用としての管理料によって構成されていますが、現行条例は墓苑管理に要する諸費用、すなわち管理料に関する規定が欠けており、我が国社会における墓地使用の法的制度、秩序に則していないという不正常的な状態にあります。竹原市墓地使用条例を、墓地使用に係る我が国社会の法的規範に照応させるための条例改正が早急に行われるべきものと考えます。簡潔明瞭なる答弁を求めます。

5番目の質問は、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる都市鉱山リサイクル法への対応についてであります。

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が、去る8月3日に参院本会議において可決成立し、来年4月から施行されることとなりました。資源小国と言われる我が国において、使用済みパソコンやデジタルカメラ、携帯電話、ゲーム機、電卓等々に含まれる希少金属は、都市鉱山として注目され、その回収、再生について既にモデル事業が実施されており、広島県においても8月1日から呉市と東広島市周辺地域をモデル地域に指定し、東広島市と廿日市市の2業者が回収された小型家電を解体、分別して、三井金属

竹原精練所において抽出、再資源化することの新聞報道がありました。

三井金属竹原精練所を擁する竹原市として、また、衰退する地域経済活性化という観点からも、早急な対応が求められていると思われまます。市長の御所見をお伺いします。

6番目の質問につきましては、既に予定をされていた地方交付税について、竹原市において既に交付を受けておりますので、この点については質問を取りやめさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を願ひます。

市長。

市長（小坂政司君） 宮原議員の質問にお答ひをいたします。

1点目につきましては教育長がお答ひいたします。

2点目の、いじめ等防止条例についての御質問であります。本市では、総合計画の中で人権尊重と人間性豊かな人づくりとして、一人一人の人権が大切にされる、明るく住みよいまちづくりを施策の目標に掲げ、人権教育、人権啓発及び人権擁護施策を推進し、市民一人一人が人権尊重の意識を高め、お互いに尊重し合い、差別のない明るいまちづくりを目指して取り組んでいるところであります。

しかしながら、今日においても学校でのいじめを初め、家庭や職場、地域での虐待、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメントなど、さまざまな人権侵害が起きている現状があり、中でもいじめが大きな社会問題となっており、いじめは基本的人権を脅かす行為であり、生命や健康そのものを奪うことにもなりかねない重大な問題であると認識してあります。

本市といたしましては、一人一人がいじめ等の問題に対する意識を高め、お互いの異なる点を個性として尊重する人権意識の高揚を図るため、広報やホームページの活用はもとより、街頭啓発や人権啓発、市民講座などの啓発事業や、人権相談などの施策を推進しているところであります。

しかしながら、本市におけるいじめ等のさまざまな人権侵害が発生している現状から、議員から御提案いただきました、いじめ等防止条例を含め、いじめ等の防止につながる施策について、調査研究を行ってまいりたいと考えてあります。

次に、3点目の御質問についてであります。平成24年6月6日に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法に基づき策定した竹原市歴史的風致維持向上計画が文部科学省、農林水産省、国土交通省の3省から認定を受け

ました。

この計画の認定により、重点区域に定めた町並み保存地区及び周辺部において、3省からの重点的な補助事業を活用することができることとなり、これまで町並み保存地区内でしか行えなかった修理事業が、歴史的風致形成建造物の指定により、周辺部でも実施可能となったことで、町並み保存地区と一体となった景観向上を図り、同地区の付加価値をさらに高めていくことにつながるものと考えております。

空き家対策に関する御質問ですが、町並み保存地区及びその周辺部において、急速に高齢化が進む中、施設等への入所、親戚宅への転出、多額の維持管理費の負担などの理由から、管理がされていない歴史的な建造物がふえており、連続性のある町並みを後世に伝える上で、大きな課題となっております。

歴史的な建造物の適切な維持管理には、空き家にしない取り組み、空き家の期間を最小限にする取り組みが最も効果的であり、歴史的な建造物の価値の啓発並びに住み続けていくための住民の意向把握及び対応が重要であると考え、平成23年度に町並み保存地区及びその周辺部において、住民アンケートを実施いたしました。

このアンケートの結果、助成金の充実、税制面での優遇、家屋の維持管理に対する行政からのアドバイスなどの意向があり、この意向を受け、本年度から建物の維持管理に関する相談体制について、充実を図ったところであります。また、町並み保存地区における課題を踏まえ、町並みを後世に継承していく骨格となる町並み保存計画の見直しを、現在進めているところであります。

今後はこれらの取り組みに加え、歴史的風致維持向上計画で活用できる補助制度を含め、さまざまな財源や他市町の取り組み事例を研究し、本市に合った取り組みを検討してまいりたいと考えております。

加えて、空き家対策として、これまで空き家バンク制度を活用しているところでありますが、今後、さらなる制度の周知を図るとともに、空き家の多様な活用方法の事例を紹介するなど、空き家活用を促す取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問についてであります。まず、新法は旧法に優先する原則につきましては、ある現象に対して法を適用する際に、複数の法がある場合において、優先順位に関するルールが幾つかあり、その中で、前の法と新しい法がある場合には、新しい法が優先されるという原則があります。

この原則に基づき、旧条例により定められた墓地の使用関係につきましても、昭和35

年に有期使用を前提とした条例が制定されたことにより、新たな条例のもとで定められるものであると考えております。また、法律不遡及の原則につきましては、新たに制定された法律は施行日前にさかのぼって適用されないという原則であると認識しております。

昭和35年に制定された条例と法律不遡及の原則への抵触に係る疑義への懸念についてであります。条例が制定された時点において、現に使用权を有する者は新たな条例に基づく許可を受けた者とみなすこととしたことなどにより、墓地使用权者に対して不利益が生じた事実はないことから、不利益の遡及は生じないものと考えております。

なお、このたびの事業推進に当たり、新たに定めようとしている条例においても、現条例同様に、有期は設定するものの、現に使用权を有する者に対する取り扱いについては、当時と同様に運用することを考えており、法律不遡及の原則に基づき、適切に対処してまいりたいと考えております。

また、管理料に関する御指摘に関しましては、墓地以外の共用部分の維持管理に充てる経費として、使用料とは別に、明確にする必要があると考えており、新たに定めようとしている条例に規定すべく、検討をしてみたいと考えております。

本事業の背景として、我元行共同墓地の使用に関しましては、従来慣習等により、曖昧なルールのもとに墓地使用が行われてきた実態や当事者間の権利、義務を明確に定めた文章が存在しないこと、さらには、今日までの長い時間の経過の中で、墓地使用权者の多くが亡くなられていることなど、墓地の適正な管理に大きな支障が生じていたことから、更新手続など、墓地の使用をめぐるトラブルが発生している状況にありました。

このため本市といたしましては、このような状況を一刻も早く解決しなければならないとの認識から、今後の適正な墓地の管理運営のあり方について、厚生労働省が示している「墓地経営・管理の指針等について」に基づき、当事者間の権利関係を規定し、また、利用者保護の観点からも、契約の明確化を図るため、長年の懸案であるこの事業に取り組むこととしたものであり、今後とも皆様の御理解と御協力を得る中で、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の御質問についてであります。使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる都市鉱山リサイクル法は、使用済み小型電子機器等に利用されている、金属等の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進する措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄

与することを目的としております。

現在、使用済み小型電子機器等、いわゆる小型家電はリサイクルが進んでおらず、その相当部分が廃棄物として搬出され、市町村により埋め立て処分がされていることから、この法律では、都市鉱山と呼ばれる小型家電に含まれる、レアメタルなどの金属資源を回収するとともに、適正なリサイクルを推進するために、小型家電を再資源化する事業者を認定する制度を創設し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等、所要の措置を講ずることにより、再資源化を促進していくためのものであります。

また、地方公共団体の責務として、市町村はその区域内における小型家電を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した小型家電を再資源化する事業者として、認定を受けた者に引き渡すよう努めなければならないこととされていることから、本市においても、従来から分別して収集する業務に加え、認定事業者への引き渡しを行うことが求められております。

こうした中で、広島県ではこの事業を推進するに当たり、小型家電の回収区域や搬入する頻度など、効率的な回収方法などの諸課題の解決に向けて、現在、呉市と東広島市で実験実証モデル事業を実施し、データ等の収集・分析を行っているところであり、今後この事業の調査、分析データ等に基づき、採算性や効率性について検証を行う会議を開催することとされていることから、本市といたしましても広島県の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） いじめ問題に関する御質問にお答えいたします。

まず、先日実施されました全国の小・中学校を対象に行われた、いじめの問題への取り組み状況に関する緊急調査について御報告いたします。

この調査は、平成24年度当初から、今回の調査時点までのいじめの認知件数やその状況、また、各校のいじめの問題への取り組み状況について調査されたものであります。

初めに、本市における今年度当初から調査時点までの認知件数は11件であり、その対応は、冷やかしかからかい、仲間外れや集団による無視などであります。このうち、学校として児童・生徒の生命または身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられる件数はゼロとの報告を受けております。

次に、いじめの問題への取り組みに関する状況については、1、いじめ問題への取り組

みに対する点検について、2、いじめの実態把握に関するアンケート調査について、3、いじめを把握したときの対応について、4、いじめの問題に関する校内研修について、5、学校における管理指導体制のあり方について、6、学校と警察の連携についての6つの調査項目から成っております。

まず、1、いじめ問題への取り組みに対する点検については、市内全14校が点検項目を設けて、定期的に点検しております。

2、いじめの実態把握に関するアンケート調査については、全14校が実施しております。

3、いじめを把握したときの対応については、全14校が組織的な対応を図っており、速やかに教育委員会に報告するとともに、加害、被害の両保護者に対して、家庭訪問や面会により連携を行っております。

4、いじめの問題に関する校内研修については、平成23年度中に全校が実施しております。

5、学校における管理指導体制のあり方については、全校において、生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候については、校長に報告するとともに、定期的に職員会議等の場で情報の共有化が図られております。また、いじめや暴力行為に関する決まりの対応の基準を明確にしたものを、保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めております。

6、学校と警察の連携については、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応しているのかの問いに、全校が全て、または特に重篤と考えるものについて通報していると回答しております。

次に、大津市におけるいじめの問題に関する御質問にお答えいたします。

教育委員会は都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開し、政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映を必要とすることから、首長から独立した行政委員会として設置されております。特に、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は中立・公正であることは極めて重要であり、このため教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要であります。

今回の大津市において、市長から第三者委員会の設置等が指示されたことについては、

教育委員会そのものが本件事案の当事者となり、監督指導を行うべき中立的な行政機関としての機能を著しく欠いたことに対しての、やむを得ぬ措置であったと理解しております。

また、本来学校現場において、いじめの全容を解明し、教育委員会の監督のもと、指導し切ることが求められている状況において、警察の強制捜査を招いたことについては、教育現場においては異常な事態であると認識しております。このことが学校及び教育制度に対する国民の信頼を傷つけたことは明らかであり、大変遺憾であります。さらに、教育的解決が図られず、司法解決に委ねざるを得ない事態についても、残念でなりません。

一方で、未成年者の犯罪については、少年保護法の観点から、少年法が適用されており、これまでも警察との緊密な連携のもとに、生徒指導を充実してきたことに留意し引き続き関係機関との連携を図ることは重要と考えております。

加害生徒に適用される刑罰については、例えば大津市の事件で問題となっている自殺の練習は、自殺の教唆として、刑法202条の自殺関与罪に関与する可能性があります。殴る、蹴るといふいじめは、刑法208条の暴行罪に、暴行行為によって相手に傷害を与えれば、刑法204条の傷害罪に、生命や身体等に害を加えるおどしは、刑法222条の脅迫罪に、おどして金銭を取れば、刑法249条の恐喝罪に該当するものと考えられます。

終わりに、全国で注目されております教育委員会制度の是非については、さまざまな観点から議論が高まっており、我が国の未来を占う教育の根幹を支える制度であるがゆえに、慎重な対応が迫られております。教育委員会といたしましては、さきにも述べました教育委員会制度そのものが設置された意味をかみしめ、現行制度のもとで最大限の成果が上げられるよう、鋭意努力してまいる所存であります。

以上、よろしくお願いたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 教育委員長さんには、6月議会に引き続いて御出席お願いしまして申しわけございません。実は、やっぱり今、教育委員会制度そのものが、大きくそのありようというものが国民的な関心を呼んでおるわけですね。それで、とりわけ戦後レジームの改革を掲げた安倍内閣において、教育基本法を改正されたわけですね。それで大阪維新の会、昨日ですか、日本維新の会を立ち上げましたけれども、安倍元総理と気が合うというか、思想的に一致するというのは、恐らく憲法改正とそれから教育委員会制度の廃止なんですね。維新八策にも掲げておるわけですから。

それで、やはり大津市の事件というものが、どういいますか、教育委員会がもっと適切な対応をしていたならば、ここまでの事態にはならなかったのではないかと、こういう大きな問題意識を私は持っておるわけですね。

それで、ちょっとまことに失礼なお尋ねになるかも知りませんが、まず最初に、平成18年にいじめの問題への取り組みの徹底についてという、文科省の初等中等教育局長の通知がありますけれども、この通知を御存じかどうか、ちょっとお答え願いたいと思います。わからなければわからないでかまいませんから。

議長（脇本茂紀君） 教育委員長。

教育委員会委員長（梅田一榮君） まことに失礼でございますが、把握いたしております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） それで、実は、戦後導入されたこの教育委員会制度は、戦前・戦中の反省の上に立って、政治的中立性を確保することを一番大きな目的として、アメリカから輸入をされた制度なんですよ。そして実は、この、今いじめの問題というのは、一般質問の中でも申し上げましたけれども、ある意味で言えば、経済的に高度に発達した社会といえますかね、国といえますかね、もう全国共通の、世界共通の問題と言ってもいいわけですね。もうアメリカなんかは銃社会ですから、非常に悲劇的な事件をもたらしておるわけですよ。

ほで、例えば、そのアメリカにおいても、マサチューセッツ州でアイルランドから来た15歳の子供がいじめに遭って自殺したんですね。それで、親御さんが両方とも教育者ということで、教育委員会等に対して問題提起をし、情報の公開というか、そうしたことについて一生懸命取り組んだんですけども、教育委員会が一切応じなかったわけですね。それで、州議会議員が、まさに教育委員会が全く機能していないよと、だとするならば、議会において反いじめ法をつくらなければならないという形の中で、どこが初めだったかはわかりませんが、有名なのがマサチューセッツ州ですけども、アメリカの47州において反いじめ法が制定されたんですよ。これは全く日本と、ある意味で言えば、大津市教育委員会と全く同じ状況なんですよ。同じ状況なんですよ。教育委員会が全く機能していない。

そこで、学校課長にお尋ねをいたしたいと思うんですけども、いじめ裁判におきまして、昨日の一般質問でも判例等を例に引き出しながら答弁をなさっておりましたけれど

も、いじめ裁判において、学校とか教育委員会が全く機能をしていなかった、そのことを理由として損害賠償請求、もっと言えば、自殺といじめ行為にかかわっての学校と教育委員会の責任がありとされた裁判例があるわけでありましてけれども、その点について御承知されておるかどうか、お答え願いたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） いじめと自殺にかかわっての判例ということでございますけれども、裁判例等、過去にさかのぼって確認させていただきましたけれども、特にいじめと自殺にかかわりましては、いじめに適切に対処して制止できなかったという点では、学校側の過失を認めると、そして、被害者がいじめに苦しんで自殺することまでは予見不能であったという形で、自殺については責任を否定するものと、こういったものの判例が多数、中心であるというふうに認識しております。

一方で、いじめと自殺の因果関係及び予見の可能性も含めて、これを認めた裁判例としては、福島地裁で行われました平成2年の事例、それから東京高裁での平成14年の例があります。いずれも死亡の原因については、一部被害者のほうにもあるというような形で、7割程度の大幅な賠償額の減額を行っているというような例ではございますが、教育委員会等の問題が明らかになっております。

全般的には、個々、別々に判決がなされておるわけですがけれども、学校における児童・生徒に対する安全配慮の義務がきちとなされていないという点のところ、争点になっているというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 事前に、福島県いわき市立小川中学校のいじめ自殺事件については調べとってくださいねということで、ヒントを差し上げておるわけでありましてけれども、このいわき市立小川中学校の事件は、時間がありませんから、具体的な事件の概要は言いませんけれども、普通ならば、加害生徒の不法行為に基づく損害賠償責任が認められるんですね。損害賠償を払わなきゃならん。ところが、地裁においてはそれを認めたんですよ。東京高裁においては、加害をした子供の不法行為責任を否定したんですよ。それはなぜかといいますと、こういう理屈なんですよ。学校において、加害を加えた子供たちが、教師からいじめの問題について何ら教育的な指導を受けていなかったと、こういうことなんですよ。

ほで、少し法律的に詳しく言いますと、いじめと自殺との間において、相当因果関係い

いますか、予見可能性とかいうことも言うんですけれども、その関連性があるかないかということが一つ大きな争点になるわけです。それで、この福島県のいわき市立小川中学校の事件において、控訴審においては、もうその予見可能性は関係ないよと、学校が子供に対して、そうしたいじめというものが重大な結果を生むということは、マスコミとか、あるいは文部科学省等からも通知を受けておるじゃないかと。にもかかわらず、そうした一切の教育展開、教育的な心配りといいますか、そうしたものを一切していなかったんだから、子供の責任は問えないよと、加害者の責任も問えないよと。だから、全面的に学校といわき市、そして県教委の損害賠償を認めたと。ほで、学教課長のほうからもありましたように、どういいますか、過失相殺の理論が適用されますから、被害を受けた子供本人、あるいは親といいますか、保護者といいますか、その分の過失を例えば4割減らすよとか、あるいは7割減らすよとかいうことはあるんですよ。あるんだけど、この自殺と予見可能性ということを全く問わずに、もっと言えば、問えないほどに小川中学校のいじめ問題に関する取り組みは全くなされていなかったと。裁判官もあきれ返るほどの深刻な状態にあったと、こういうことなんですよ。こういうことなんです。

ほで、そこで冒頭に、教育委員長のほうに、18年の文部科学省からの通知を知らされているかどうかということについてお尋ねをしたのは、実は大きな理由があるんです。このいじめの問題への取り組みの徹底について通知ですね。これは、これらの事件では、子供を守るべき学校教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者を初め国民の信頼を著しく損なっていますと、こういうことなんですよ。ですから、アメリカの反いじめ法の例と同じなんですね。

そこで、今の天津市の越市長が言っておられるのが——ちょっと資料を出しますので、時間を下さいね——こういうふうに言っておるんです。教育委員会制度そのものについても、教育委員は直接選挙で選ばれておらず、市民に近い感覚で対応できていないとし、非常勤で月一、二回来て話をするだけの教育委員が教育行政全般を担うのは、制度として限界がある。こうした事件で非常勤の人が責任を持つこと自体、制度として無理だと主張して、教育委員会を置くかどうか、自治体ごとの判断に委ねるべきだと、こういうふうに言われとるわけですね。こういうふうに言われとるんですよ。

ほで、私は、問題なのはね、教育長は常勤なんですよ、教育委員長を初めとする非常勤の教育委員がどうかということをお尋ねしておるわけですね、越市長がですよ。そこで教育

委員会会議は教育委員長が招集するわけでしょう、ほで、いじめ問題に関するこうした重要な通知を教育委員長は全く知らされていないのに、教育委員会が機能するのかどうかということなんですよ。判断できないじゃないですか、事務局任せでしょう。ですから今の天津市においても、どういうことかわかりませんが、アンケートをやった、その2日後に教育長が海外視察へ出たと、同時に調査も全部打ち切ったと、こういうことですよ。そういうことでしょう。

ほで、さらにもっと言いますと、今の18年の通知というのは、さらに重要な内容を含んだらんですよ、事件を隠蔽してはいけないとね、5項目ぐらいありましたけれどもね。ほで、例えばそうした、どういうんですかね、全部に、微に入り細にわたりということを使うんじゃないんですけど、こうした、ある意味で言えば人権にかかわる問題に関して、そうした通知の存在すらも、恐らく教育委員長がそうですから、他の非常勤の教育委員さんもそうなんだろうね。それで、どうやって判断ができるのかということですよ。

ですから、例えば大阪市長の橋下徹さんは、維新八策の中で教育委員会制度を廃止することを標榜したわけですね。ところが、また、その一方において、学校現場が適切な対応をしないにもかかわらず、教育委員会が物の見事に解決した事例もあるんですね、教育委員会がですよ。

ほで、例えばきのうも1番議員の質問の中でありましたけれども、佐賀県に多久市というところがあるんですね。多久市も今の常設の第三者委員会と申しますか、いじめ問題に対する、そこで、ちょっとインターネットで調べてみますと、教育委員会は臨時の教育委員会を開いて、市長、いじめ問題だけを対象にした教育委員会を開いて、そこで審議と申しますか、協議しとるわけですね。ここ辺について、教育委員長さん、どういうお考えに立たれるか、答弁願える範囲でかまいませんので、御答弁願いたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 教育委員長。

教育委員会委員長（梅田一榮君） まず最初に、いじめ問題に対しまして、皆様方に変な御心配と、また、数多くの御提言、御助言を頂戴しましたことに厚くお礼申し上げます。

今回の天津市の問題に関しまして、大変に遺憾に感じておりますとともに、大きな憤りを覚えているところでございますが、その後の委員会におきまして、竹原市のいじめの件数等々、また、不登校に関する事案等につきまして報告を頂戴いたしておりました。先日この議会の中で、教育長の説明をテレビで拝見しましたところが、大きな事案はないと

いうふうに説明、また、件数等の報告もありましたけれども、私の委員会の中でそういった報告を受けておりますので、本市教育委員会においては、そういった事例はないというふうに考えておりました。また今後とも、各委員といろいろ協議しながら、このいじめ問題に対して前向きに取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） あのですね、いじめ問題いうんは、表に出るのは認知件数なんですよ。ですから、文部科学省においても、あるいは先進的な取り組みをなさっておられる県教委とか市町村教委においても、認知件数が少なかったということで安心しておるところないんですね。むしろ、実は把握できていないんじゃないか。例えば、ちょっと外見的に見ると、ちょっとしたからかいとか、冷やかしかとか、もっと言えば、少年法で規定するところの非行行為には当たらないような形でのいじめというのが実は深刻なんですよ。ですから、一つのいじめの形態として暴力系といいますか、ある意味で言や、力でもっているいろいろ暴行を加えたりとか、それで、おどし上げて、例えばどこか行って万引きしてこいとか、親の金を取ってこいとか、例えば教室の中を荒らして、金持ってこいとかいうようなのは暴力系ですよ。

ほで、もう1つはコミュニケーション操作系なんですよ。これが非常に難しいんですけども、私が心配するのは、例えば、果たして児童・生徒の問題行動に関する基礎調査ですかね、そうしたものもありますよね。恐らくその中では、いろんな項目があります。ちょっと差しさわりがあるのかなと思いますので、細かいことには触れませんが、細かいことには触れませんが、そうしたものも含めて、例えば自殺の問題であるとか、それを全部報告しなきゃならんわけですね。例えば警察庁が把握しておる自殺数と文科省が把握しておる自殺数の間では、大きな開きがあるわけですよ。ほで、文科省のほうは、その指摘に対してどういうふうに言っておるかということ、警察から一々報告を受けていないんだから、文科省において把握できるわけないと、こうなんですよ。しかし、例えば竹原市内において、どこそで、どこそこの子が自殺をしたよというようなことは、各学校を通じて教育委員会も把握できますよね。にもかかわらず、文科省と警察庁の間における数字の実態把握において差があるということは、やはりその認知のところに問題があるという、こういうことなんだろうと思うんですね、恐らくね。

そうしますと、例えば先ほども再質問の冒頭申し上げましたように、子供が学校の先生

から、あるいは在籍する学校から、いじめに関する教育を一切受けていないということにおいて責任を免れた、その責任を一切、学校と教育委員会、そして県教委が引き受けざるを得なかった、これとね、教育委員長さんね、一緒ということになりませんか。というのは、判断ができますか、事務局が上がってきたものをうのみにして、右から左へ流していくだけの話ということになりませんか。そうじゃないですか。文部科学省の基本的な通知さえも知らないんですよ、知らされていないんですよ。そうでしょう。まだ22年に重ねて通知も出ておりますよ。ほで、今回の大津の事件にかかわっても、また出ておりますよね、通知がですよ。

ですから、私は中通小学校事件のときの反省といいますか、教訓として、やはり教育委員長さんを初めとした非常勤の教育委員さんも現場へ出向くべきだと。また、今の小中一貫校の整備にかかわる協議の場にも、やはり非常勤であっても、教育委員長さん初め教育委員さん出られて、その会議に、協議に参加されたPTA関係者とか保護者とか、あるいは地域の皆さんの思いや願い、そして、寂れゆく地域に対する、どうしようもない、やり場のない悲しさといいますか、こうしたものを肌身で感じていただかないと、本当に、もっと言えば、非常勤の教育委員長以下の教育委員に求められておるのは、専門的な教育的な知識とか博学とか、そういったものじゃないと思うんですよ。まさに市民の良識、良心、そうしたものに基づいた協議なり、審議なり、あるいは一定の結論を得るといふ、そういうプロセスこそ私は求められておるじゃろうと思うんですよ。でなければ、大津の市長が、わざわざ非常勤の教育委員長以下の教育委員を名指しして、そういう批判はせんですよ。教育長を頂点とする事務レベルというのは、どうしたって内輪を守るといふか、組織防衛とか、何とか大ごとになんかせにゃいかんということで、小さく小さくしようとするか、あるいは隠そうとするわけでしょう。ですから、文部科学省において、隠蔽することは絶対にいけないよと、こういう通知を出したわけですよ。出したんですよ。ですから、そのいじめ対策の取り扱いのチェックポイントはそういうことでしょう。学教課長、違いますかね、御答弁願いたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） いじめ対策のチェックポイント、各学校においてきちっと対応しているか、また、教育委員会が適切に対応しているかというポイントであること、間違いありません。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） ほで、大津のことを例にして、教育委員長を、ある意味で言えば、責めるような形にとれるかもわからんけど、これはある程度、議会の質疑ですから、やむを得んのですけれども、私が一番心配しておるのは、どの子にも、どの学校にも起こり得るいうことを、もう文部科学省は指摘しておるわけですよ、通知においてね。そうしますと、果たして竹原市内の小・中学校において、いじめ問題が発生したときに、皇子山中学校のような対応とか、あるいは大津市の教育委員会のような取り組みが、同じような過ちを繰り返すんじゃないかという心配は、どうしても拭い切れんのですよね、どうしてもね。

それで、私先ほど多久市のことを申し上げましたけれども、やはり教育委員会として、臨時の教育委員会なり何なりを開催されて、自己研修といいますか、いじめに関する例えば文科省の通知とか、ほで、来年度また新たに今年度の予算に比べて27億円増額したと、73億円か何か、予算も増額するような話ですよ。それで、総合自殺対策大綱ですか、これにおいても、保護者において要求があった場合には、教育委員会とか全く関係なしに、当該学校とか関係なしに、第三者機関としての調査委員会を求められることができる、こういうふうな制度も恐らく来年度から発足するんだらうと思うんです。そうしますと、やはりそうしたことも踏まえて、非常勤の教育委員長さんを初めとする教育委員さんね、やはり必要最小限のそうした知識なりですよ、そうした今までのいじめに関する判例といいますか、そうしたことについてもやはり勉強していただかないと、事務局から上がってくる議案だけを教育委員長の名と責任において会議を招集し、その結果責任を問われとるなら、私は気の毒だなと、こういうふうにするわけですよ。本来なら、すぐにでも対応してほしいと思うんですよ。もっと言うならば、私はやはり、今議会はある意味において、共通しておる——どういいますか、テーマといいますかね——は、やっぱりいじめ問題であったわけで、例えば傍聴に来られるとか、あるいは控室において傍聴するとか、やっぱり1つでも2つでも学んで自己変革をしようとする、非常勤の教育委員長以下教育委員の、教育に対する真摯かつ積極的な姿勢というのを、私はこの際示されるべきだと思いますけれども、教育委員長さん、どうお考えですか。

議長（脇本茂紀君） 学校教育課長。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 委員長御答弁の前に、一言答弁させていただきます。

先ほどからございました中通小学校等の事案の不祥事等ございましたけれども、竹原市教育委員会としましては、この不祥事を受けまして、その後、危機対応マニュアルを作成しまして、こういったことが二度と起こらないようにということで、直ちに事務局内に緊急対策本部を立てるとか、その他の機関との連携を行うといったような取り組みをしております。教育委員の皆様からもいろいろとお叱りを受けながら、事務局いろいろずっと動いておるんですけれども、このたびも7月の事件のときには、委員長のほうから、次の定例会では必ずいじめについて報告をするようにといったような御指示をいただきまして、対応をしております。先ほどから御指摘の、大津市のような教育委員会にはならないように、私どもも頑張ったいと思います。

失礼いたしました。

議長（脇本茂紀君） 教育委員長。

教育委員会委員長（梅田一榮君） 御貴重な御提言をいただきましたことに、まずもってお礼を申し上げます。傍聴という発言がございました。今回のこの議会の様子につきましては、タネットを通しまして一昨日から、全ての議員さんの発言を見させていただいております。まずは今後とも、先ほど学校教育課長が申し上げましたが、委員全員で前向きにということはあると思いますが、真摯に適切に対応してまいりたいというふうに私のほうから伝えますとともに、思っております。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 学教課長さん、おとついでですか、きのうですかね、熊本の自殺、一昨年、今回の文部科学省の調査によって、昨年じゃったですかね、昨年自殺があったんは実はいじめであったと、こういうことを県教委が発表したわけですね。ほで、実は、熊本県はいじめの認知件数は日本一高いんですよ。日本一高いんですよ。それで、そうした中で、黙っとけばいい話ですよ、隠そうと思えば隠せる、昨年の自殺がいじめが原因であったということはですよ。ところが、熊本県教委は全部表に出すんですよ。そして同時に、そのいじめ問題に取り組んだ解決力も一番高いんですよ。ほで、今の文部科学省のいじめ問題に対する改革で、1つ取り上げられとるのが、そうした例えばいじめの認知件数が多いけ問題なんじゃということじゃなくて、その発生し、あるいは認知したいじめにどう取り組んで、教育的な手だてを講じたのか、成果を出したのかと、そういう教員の評価を高くしようじゃないかと。いじめがあるにもかかわらず、報告をせずに、うちの学校はいじめ件数はゼロよとって報告する学校とか教員よりかは、いや、教育委員長、おかし

いと思われ、現実にあつておる話じゃから私申し上げておる。本来ならばですよ、そうしたこともわからずに、教育委員会で何が審議ができるんだということを言いたいです、私は。

現実には、ある県なんかでいじめ自殺事件が起きた、学校も否定した、いろいろ取り組んだ、結果、いじめが続々出てきた例もあるんじゃないから。恐らく学教課長においても、そういう事例は把握できていないはずですよ。それほどいじめ問題は難しいんですから。子供はまさに、ひよっとすると命を奪われる、また、いじめによって命を奪われた親は、学校へ行っても一切何も教えてくれんのですよ。教育委員会に行っても、一切取り組んでくれんのですよ。ほで、みずからがいろんなところを、子供の交遊関係とか、いろんな関係者を訪ね歩いて、それで証言を集めて、何とか訴訟へ持ち込みにゃいけないのですよ、大変な苦勞ですよ。

そこで、そうしたことを含めて、私が今回の大津の皇子山中学校のいじめ事件には、1つ我が国におけるいじめ裁判の大きな転機になるというのは、一般質問の中で言いましたけれども、教育的解決よりかは司法的解決をと、こうなったんですね。といいますのは、民事訴訟としての不法行為責任とか、あるいは安全配慮義務違反、これを追及しようと思つたら、全部親とか兄弟が血の努力を払って、資料を集めて、証人を集めて、裁判にかけんといけんのですよ。ところが、ある意味で言えば、どういう刑罰がかかりますかということなぞお聞きしたかという、それを被害届ではなくて告発として出ていくことを、今回の大津市の皇子山中学校の保護者も教えていただいたんですよ。もう被害届みたいなことをしてもだめよと、告発せいと。ほで、実はその人もいじめで亡くしておるんですよ。ほで、九州のほうで起きたいじめ事件のときに、やはり学校とか教育委員会の対応がそうじゃから、その人らも駆けつけていって、九州の地で、いじめ被害者の会を結成して、今、そうした事件が起きた場合には、全国を飛び回って支援するんですよ。

そうすると、刑事裁判において国家権力の力でもって収集された証言とか証拠を民事へ転用できますからね。ですから、私は恐らくこれから、それが一時的なものなのか、あるいはずっと続くのかわかりませんが、やはりそうしたいじめがあれば、警察へ告発するという手法は、これから広く一般的になってくると思うんですよ。そうしますと、今までとは違う、いじめ問題への認識というものを変えなければ、今までの延長線上で認識をし、対応していってと、うちゃ、竹原市はいじめないわと言いつても、どこかで自殺したよと、昨年12月には自殺があつとるですからね。そうしたことでなつたときに

は、大変な問題になってくる、そして、マスコミが飛びついてくる、こういうことですよ。

ほで、同時に、市長のほうにもぜひ御理解いただきたい思うんですけれども、この大津の事件をめぐるのは、インターネットが物すごいんですね。例えば、今の皇子山中学校が同和地区にあるとか、ほで、越市長とか、あるいは嘉田知事が、例えばいろんな連合とか運動団体の支援を受けておると。ほで、川端前文部科学大臣もおる、平野博文現文部科学大臣もおるといようなことで、在日韓国朝鮮人の問題とか、民族差別ですね、ほで、北朝鮮との関連性とか、好き放題の、本当にすさまじい。そして同時に、名前が、苗字が一緒じゃいうだけで、例えば民間の婦人団体か何か知りませんが、その人が実はPの、年からいって考えられん話じゃけれども、その人が苗字が一緒じゃからいうことで、その加害者の親じゃいうことで、ネットで書きまくる、ほで、そこへ電話がじゃんじゃんじゃん行く、脅迫電話がすさまじいですからね。ほで、元警察官も、苗字が加害者と同じ苗字じゃいうことで、定年退職しておるわけですがけれども、済生会病院に行っとるんですよ。それがおじいさんじゃいうことで、ほで、元警察官という立場を利用して、学校へ圧力をかけよるといふことで、ネットが書き込みするわけですよ。そうすると、済生会病院とか、何かもう電話がじゃんじゃん行く、ほで、業務も支障が出るような状況ですから。また一方において、被害者に対しては、おまえが騒ぐけ、こういうことになるんじやいうことで、またこれもすさまじい。ですから、私は市民相克の悲劇じゃ言ったわけですね。

それで、時間も余りなくなってきましたので、2番目の、いじめ等防止条例ですよ。もう時間も差し迫ってきましたので、一方的な話になるかもわかりません。今の例えば川崎市において南菅小学校のいじめ事件というのがあるといふんですよ。ほで、いじめによってPTSDいうんですかね、かかって、なかなか親も、両親、あるいは子供も登校拒否とか病気になったりとか、深刻な被害があったんですね。その親御さんは中国人で、大学の教授なんです。ほで、その子供へ集中的にいじめが加わって、さらに、地域でもそういうものが出てきたわけですね。

ところが、この川崎市の南菅小学校におけるいじめ事件というのは、親御さんも訴訟を実は起こしたんですよ。ところが、川崎市とか、あるいは川崎市教育委員会とは和解をしたんですよ。といいますのは、川崎市教育委員会がきちっとした調査をして、南菅小学校の学校の責任というものを明確にしたわけですね。ほで、加害者に対しても取り組んでいっ

たと、こういうことなんですよ。それで、川崎市にも実は、子供の人権を守る、そうした組織、第三者機関というのができとるんですね、できとるんですよ。

ほで、九州のほうで起きた事件では、転入をしてきた子供が、よそ者じゃいうことでいじめられるわけですね。これも命を絶った。ほで、この例なんかを言いますと、議会でも被害者の責任を追及しておるんですね。ほで、村八分ですよ、地域でね。よそから入ってきたんじゃけれども、その地域におれんけんといって、出ていったと、こういうことなんですね。ですから、この議会においてDVであるとか、いろんな問題が提起されましたよ、いろんな問題がね、そして、私はきのうの市長の答弁には感動しましたよ。人権が侵害されるまちでどんな政策を打ったって意味ないよと、こういう意味のことをおっしゃったわけですよ。

そうしますと、DVであるとか児童虐待とか、いろんな人権侵害にかかわる問題が提起されたわけですね。私は、今、市長、ハードの面では相当大きな実績を残されたと思うんですよ、私はね。そこで、2年前だったですかね、年頭の言葉というんですかね、心ですよ、まさに心の金字塔を打ち立てるための、私は大英断が必要なんじゃないかと思うんですよ。そうしますと、市民の意思としての、そうした大人社会の反映としてのいじめを考えて、その中で学校の問題だけじゃなくて、竹原市の社会全体における、そうしたもろもろの問題を克服するための、ある意味で言えば、心の金字塔としてのいじめ防止等条例というのは、やはり検討をされるべきではないかと、こう考えるわけであります。

そこで、この点についてだけ市長のほうで、簡単でかまいませんので、御所見いただいて、私の一般質問を終わりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 市長。

市長（小坂政司君） 今定例会で学校のいじめの問題、多くの議員さんからお話ございました。また、家庭や職場、地域での虐待、またDV、セクハラなど、さまざまな人権侵害が起きている現状であります。基本的な人権を脅かす行為であり、重大な問題であるというふうに捉えております。これは竹原市だけではございませんけれども、竹原市もそういった状況の中にあって、学校においても、現場、そういった中で事故対応に対処する体制づくり、そういったものも必要ではなかろうかと思っております。引き続き関係機関と連携を図りながら、啓発事業や人権擁護施策を推進すると同時に、防止と解決に取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。議員から提案いただいております先進地の事例も踏まえて、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

2時45分まで休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時45分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

質問順位9番、片山和昭君の登壇を許します。

8番（片山和昭君） 平成24年度、一般質問を行います。明政会の片山です。史上3番目と言われた暑い夏も終盤を迎え、国会では権力闘争に明け暮れている中、我が竹原市も決算期、来年度予算の組み立て時期となってきました。当然、事業予算は市行政のあり方を大きく左右しますので、それらを含めて次の事項について質問をいたします。

1番、まちづくりの施策について。2、市の体文施策について。3、学校の適正配置とその跡地利用などについて。4、防災と危機意識について。以上の4点であります。

まず、まちづくりの施策についてであります。地方分権や予算のあり方について国政のほうでは議論が混迷している中、国や県に追随している竹原市としては、それらの交付金等が流動性を持ってきても、市独自の施策、事業を安定して行えるのか、また歳入のあり方、現状について市長の所信をお伺いしたいと思います。

また、竹原市の景気対策については、今何が一番必要と思っているのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

協働のまちづくりにおいては、現在どの程度市民の間に浸透しているのか、またどのような実績がつくられているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

2番目の、市の体文施策についてであります。オリンピックが終了し、日本国中の皆さんが多くの感動を受けたことは御承知のとおりであります。スポーツは地域社会の元気を象徴するものであります。しかしながら、スポーツの振興は放っておいてできるものではなく、行政としての取り組みも大きく振興を左右させるものであります。

選手の裏話を聞いていると、ほとんど物心ついた四、五歳からスポーツを始めています。町を元気にするために、学校教育のほかに行政として施設整備等の充実にもっと力を入れるべきではないでしょうか。

先般、全国大会に参加される選手の激励会があったと聞いています。結果はどうであったか。相撲の村松君は個人戦でついに小・中・高全てで全国制覇を成し遂げました。その

ような中で市長は何かを感じられたでしょうか。トップの意志が市民全体の盛り上げに大いに貢献するものと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

3番目に、学校の適正配置とその跡地利用などについてお伺いします。

全適正配置の日程、審議会の動向、跡地の利用計画について説明を求めます。跡地利用計画については市長に見解をお聞きしたいと思います。

4番目、防災と危機意識について。先日、バンブー・ジョイ・ハイランドにおいて大がかりな防災訓練がありました。主催者である市行政として反省点、問題点、課題等があったのか、お聞きしたいと思います。

防災マップの作成状況はどうなっているのか、またそれに伴った避難場所の見直し、避難方法など緊急な課題であり、住民の人々の危機意識を持って行動ができるよう行政の指導が必要と考えますが、具体的に考えていることがあるのかどうかをお聞きいたします。

壇上での質問を終わります。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を願います。

市長。

市長（小坂政司君） 片山議員の質問にお答えをいたします。

3点目につきましては教育長がお答えをいたします。

本市では目指す将来像である「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて各施策に取り組んでいるところでありますが、人口減少・少子・高齢化の進展、長引く不況による経済への影響など、本市を取り巻く情勢は厳しいものと認識しております。

このような中、さまざまな課題解決に向け、住みよさを高めるための重点施策や事業の方向性について検討を行い、選択と集中により本市の個性を生かしたまちづくりを推進するとの観点から、これまでも各種施策に取り組んでまいりましたが、事業の実施に当たっては厳しい財政状況を踏まえ、国や県などの有利な財源を活用するなど歳入確保に努めながら目的の達成に努めてきたところであります。

また、景気対策につきましては、長引く不況により全国的に非常に厳しい経済情勢が続いておりますが、このような状況を解消するためには、地元企業の積極的な雇用の促進と安定を図るため関係機関との連携を密にすることや、本市の経済活性化や雇用創出を図るため竹原工業・流通団地など市内への企業誘致を積極的に進めなければならないと考えております。

今後においても、社会保障関連や公共施設の老朽化に伴う維持管理などに係る経費の増加が見込まれることから、引き続き計画的で効率的な財政運営を推進し、持続可能な財政基盤の確立に取り組むとともに、市民ニーズや地域の課題などに的確に対応し、暮らしの質の向上や交流人口の拡大に向けた施策を推進することで市民満足度の向上を目指し、本市の個性を生かしたまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、協働のまちづくりにつきましては、協働のまちづくり推進プランに基づき、現在14地区で住民自治組織を立ち上げていただき、地域の皆さんと行政が連携・協力する中で、地域独自の課題解決や地域資源を生かした魅力づくりなど、地域の実情を踏まえたさまざまな活動を展開していただいております。また、未組織の地域においても引き続き設立に向けた支援を行っているところであります。

現在、各地域において、「防災・防犯・環境・高齢者支援」の4つのテーマを基本に、各地域の課題解決や個性を生かした取り組みを進めてきた結果、自治能力の向上が図られ、各地域の魅力づくりが進んでいるところであります。

このような取り組み実績を基本に各地区でまちづくり懇談会を開催しており、これからのまちづくりに向けた方向性や課題を話し合い、行政と地域が協働によりまちづくりをする仕組みが充実してきていると実感しております。

今後、加速する少子・高齢化社会に対応すべく、自治能力のさらなる向上を図り、行政と地域の役割分担のもと、住みよさが実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。ことしの夏、ロンドンで開催されたオリンピックでは、我が国は史上最多の38個のメダルを獲得し、またパラリンピックにおいても、全国民に夢と希望を与えるなど、スポーツの持つ力を改めて実感いたしました。このようなスポーツの持つ力をまちづくりに生かすためには、「する人、観る人、支える人」を重視し、スポーツの裾野を広げることが重要であると考えております。

このような観点から、トップアスリート・スポーツ教室を昨年度から実施しております。この事業は、広島トップスポーツクラブネットワークの協力を得て、県内で活躍するトップスポーツ選手を招いてスポーツ教室や講習会を開催することにより、ジュニアスポーツの競技力向上、底辺拡大、また競技団体における指導力向上と組織強化を図り、地域への競技活動の促進を目指し実施するもので、スポーツ人口の拡大に大きく寄与するものであると考えております。

また、生活スタイルが多様化する中、住民が気楽にスポーツに接する機会をふやすとともに、健康増進、競技力の向上を図るため、昼間に施設を利用できない人からのニーズが高かった総合公園、バンブー・ジョイ・ハイランドのテニスコートについて、平成22年度宝くじ助成金を活用し、夜間照明を整備しました。市といたしましては、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドなどの既存施設の有効利用と充実策も検討しながら、ソフト、ハードの両面からさらなるスポーツ環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、村松裕介君は小学校3年生のときに相撲を始め、小学校5、6年生では全国小学校優勝大会とわんぱく相撲を合わせて3度の全国優勝を果たしました。竹原中学校に進学後、中学校3年生のときに全国中学校相撲選手権において優勝し、新潟県立海洋高等学校に進学後、3年生で全国高校総体において優勝を果たすなど、小・中・高全てにおいて全国の頂点に立つという大変名誉な成績をおさめられました。

これらの成績をおさめられたのも、村松君の夢をかなえようとするひた向きの努力と、それを思い続ける精神力の賜物であると考えております。この姿は、市民に夢や感動を与え、そして同年代の小・中・高校生に多大なる勇気と誇りを与えてくれたのではないかと考えます。

市といたしましては、このような優秀なスポーツ選手を育成していくために、幼少期からスポーツに親しむ機会の創出、スポーツ施設の環境整備、指導者育成など、トップアスリートを育てる環境づくりを念頭に置いて、スポーツで輝く選手を育て、元気のあるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、4点目の質問についてであります。本市の総合防災訓練につきましては、大規模地震などの各種災害に対処するため、住民、企業及び行政が一致協力して、人命に対する危険から適切な応急措置をとるとともに、災害に強い人づくり、まちづくりを図り、あわせて防災意識を高めることを目的として毎年実施しているものであります。

本年の訓練は、昨年発生した東日本大震災を教訓とした地震・津波防災に取り組むため、避難訓練を柱に、住民の皆さんのほか女性会などの各団体や警察・消防関係機関を合わせ総勢450名の方に参加していただき、その対処法などを学んでいただくこととして実施いたしました。

住民の皆さんには、アイマスクをつけたり、車椅子に乗ったり、高齢者疑似体験セットを装着したりして、一人で避難することが困難な役と避難する方を支援する役に分かれて訓練に参加していただき、実際に手を引き、車椅子を押し、声をかけ合うことを体験して

いただく中で、助け合いながら避難することの大切さや課題を再確認していただきました。

また、けが人の応急手当、AEDの操作を行うなどの訓練や倒壊家屋から負傷者を救出する訓練、放水訓練などを実施したところであり、今後も過去の災害を教訓に忘れることのないよう、このような訓練を重ねることにより、災害時における緊密な連携、協力体制を確立するとともに、地域防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、防災マップに関する質問であります。今年度、地震などにより津波が発生した場合に予測される浸水深度や浸水範囲、避難場所、避難経路、避難時の注意実行といった避難に必要な情報を掲載する津波ハザードマップを作成することとしております。

住民の皆さんに安全、確実に避難していただくために、津波ハザードマップとあわせ災害時要援護者避難支援プランの早期作成に取り組むとともに、家庭や地域においても避難経路、避難場所を確認しておくことはもちろんのこと、食料や飲料水、生活必需品などを備えておくことや、避難時の協力体制を確認しておくことなど、避難時における防災体制について引き続き住民と協働して取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 学校の適正配置等についてお答えいたします。

竹原市教育委員会は、「夢をもち、子どもが輝く教育の実現」を目指し、未来を開く新たな教育への挑戦をサブテーマとして学校教育の充実に努めております。

御質問のありました学校の適正配置の取り組みにつきましては、これまでも御答弁申し上げておりますように、平成15年8月の竹原市立小中学校適正配置懇話会からの答申を尊重し、子供の教育の質を考え、複式学級の解消を最優先に小・中学校の適正配置に取り組んできたところであり、今後におきましても引き続きこの方針のもと、保護者、地域の皆様と協議を重ね、理解を得ながら進めてまいります。

仁賀小学校の状況につきましては、今年度に入りまして、5月24日にはPTA役員の皆様と、また9月2日には保護者の皆様と懇談会を実施し、今後の児童数の推移を想定する中で、平成27年度には児童数が10名を切ることが予想されることから、統合に向けた検討を進めていただくよう再度申し入れを行ったところであります。今後も引き続き、仁賀小学校の児童にとっての教育のあるべき姿について議論を重ね、適正配置への理解を得てまいりたいと考えております。

また、大乘幼稚園につきましては、現在、年長組の在籍がなく、年中組8名のみで運営しております。平成25年度の入園者は0人、平成26年度は数名程度の入園を想定しております。これらの状況を踏まえながら、これまで保護者、地域の各団体の代表者の皆様と今後の幼稚園運営について協議を重ねてまいりました。その結果、大乘幼稚園の運営について、園児の安全確保や教育の充実に配慮しながら、今後2年間、現在と同様の職員体制で運営することとし、あわせて平成25年度からの募集停止についても協議を進めてきており、今月中に地域全体への説明会を開催する予定であります。

次に、小中一貫教育の推進についてお答えいたします。

小中一貫教育の取り組みにつきましては、平成19年3月の竹原市立学校教育システム検討委員会からの答申を尊重し、保護者、地域の皆様の意見を聞きながら、各中学校区単位で一体型または連携型の小中一貫教育を推進することを内容とした竹原市小中一貫教育基本方針を本年3月に策定いたしました。その基本方針に沿って、忠海地区においては小中一貫校設立検討委員会を設置し、教育内容、施設整備、通学方法、地域連携などの観点から議論を行い、小中一貫校の設立について検討を重ねてまいりました。

8月10日には、「忠海中学校区における小中一貫教育については、検討委員会が出された意見、要望を十分に生かした上で、平成27年度の小中一貫校の開校をめざし、現忠海中学校において施設一体型で推進することが望ましい」という報告書が提出されました。今後、報告書に沿った小中一貫校の設立に向けた取り組みを保護者、地域の皆様と協議しながら推進してまいります。

教育委員会といたしましては、引き続き教育環境の一層の整備、充実に努め、園児・児童・生徒の健やかな成長を促す教育の実現を図ってまいります。

次に、跡地利用についての御質問であります。適正配置や小中一貫校設立に伴う学校施設の跡地利用については、地域の皆様と市長部局、教育委員会が一体となって、まちづくりの観点を踏まえながら有効活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

質問の順番に順じて質問をいたします。

まず、まちづくりの施策についてであります。

市当局でいう「住みよさ実感」、やはりこういったまちづくりを進めていくためには、

それなりの予算も必要であります。そこで、それを含めて少し予算のこともお聞きをしたいと思います。この答弁の中で国や県などの有利な財産を活用するというので、これは交付税、市独自の歳入、それぞれあるわけですが、現在それぞれ何%を活用しているのか。また、計画的で効率的な財政運営についてということですが、主に交付税の考えであろうと思います。やはり歳入歳出のバランスがよくなければ、大変困ったことになると思います。

そういった面で、質問の中でも言いましたように、いかなる状況が来ても竹原市はびくともしないぞというような形を確認したくて、今回のまちづくりの施策という形で出させていきました。まず、今言いましたように、交付税と市独自の歳入、それぞれ何%程度になっているのか、それをお聞きしたいと思います。

そして、効率的な財政運営については、取り組みの中軸ですね。どのようなものが中心として考えられているのか、その辺でお聞きしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

議長（脇本茂紀君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） それでは、ただいまの御質問につきまして御説明申し上げます。

2点ありました。まず、最初のほうにつきましては、交付税と市独自の歳入といった構成割合といったことだと思います。これにつきまして、経常的収入といった形の中でその割合を説明させていただきます。

まず、全歳入のうちで、経常的収入というのが全体の歳入の94.8%ございます。それ以外は投資的経費であるとか臨時的経費に充てるものというものですが、その94.8%のうち市独自の歳入、いわゆる自主財源と言われる部分の構成比ですが、そのうち47.2%が市独自の歳入ということになるかと思ひます。その中で最も多いのは市税でございまして、そのうち33.1%を占めるという状況になっております。

また、あと交付税の質問がございました。この交付税につきましては、自主財源以外の歳入に入るもの、いわゆる依存財源と言われる部分に区分されますが、この依存財源につきましては、構成比でいいますと47.5%、御質問の地方交付税につきましては、そのうち20.3%という状況になっております。

2つ目の御質問ですけれども、計画的で効率的な財政運営にどのような取り組みをしているかというものでございました。これにつきましては、竹原市総合計画に定める将来像

の実現に向け住みよさを高めるための重点事業を行うことというものが、これが基本になろうかと思えます。この実施に当たりましては、最少の経費で最大の効果を上げるという視点のもとに、まず我々の庁内で政策協議というものを行います。現状の課題であるとか、ニーズの把握、そういったものから費用対効果などについて総合的に判断して、効率的、効果的に取り組んでいくという作業を行います。それがその後、予算編成であるとか、そういった大きな流れになろうかと思えます。こういった部分が中核的な部分になろうかと思えます。

また、予算編成後——予算につきまして御決定をいただいた後には、予算の執行というものになっておりますが、この段階においてもさらに精査を行って経費節減に努めるといったものですね。つまり支出の段階においても適正化に努め、持続可能な財政運営に取り組むという状況でございます。

また、安定的な歳入を確保せよという御質問でございました。これにつきましては、先ほどの説明ありました自主財源の部分、市税であるとか使用料、これにつきましては各法令に基づくであるとか、あるいは受益者負担の原則を踏まえ、適正な賦課や徴収に努めておるという状況です。

また、依存財源の部分ですが、交付税、国庫負担金や県負担金につきましては、国の動向等の情報を把握する中で、有利な補助金であるとか地方債を充てたいということで、これまでも取り組んでまいりました。今後においても経済対策等、そういった国の施策が想定されますので、新しい施策が創設される際には、その機を逸することなく確実に捉えて事業に充てていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） 先ほども言いましたように、やはりまちづくりを進めていくためにはどうしても予算が必要なわけで、ない袖は振れないということで、先年まではフェリーとか、大口の収入源とかそういったものがありました。今はそういったものがないので、恐らく企業の固定資産税とか税金あたりになってくると思うんですが、やはりそういった面で収入源をふやすためにどのような努力をしているか、その辺をちょっとお聞きしたかったんですが、この中で昨年の決算をちょっと参考にさせていただきましたら、昨年ですから22年から比べたら20億円減つとるんですね。そして、歳出額がやはり19億円減つとる。

これはそれで黒字になっているわけですが、これは内容を見て見ましたら、やはり大口

の投資事業ですね。地域情報通信基盤とか道の駅整備事業、これが何とか成功して黒字になっているんで、その分だけが黒字になっているような感じになっていると思うんですよ。それで、もしそれがちょっと不利益なことがあれば、まだまだこれは赤字になるんじゃないかというような感じになっています。収入額が20億円減っておるわけですね。その辺を大変ちょっと心配するわけなんです。それと、もう1つ、収入の中で市税が22年から少しふえているんですが、1,200万円ほどふえているんですが、これはほかの交付税とか譲与税、減っている中で市税だけがぽっとふえておるのは何か原因があるんでしょうか。その辺を聞かせてください。

議長（脇本茂紀君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） 2点御質問いただきました。

まず、23年度決算につきましては20億円の大きな減ということでございます。御指摘のとおり、大型事業が終了したという形で歳入歳出とも減額といった形になっております。また、黒字の件につきましては、23年度決算の状況で実質収支が2億8,000万円程度の黒字ということになっておりますが、昨年度の実質収支との差につきましてはマイナスといった形で、単年度収支につきましては赤字という状況になっております。

2点目の質問でございますけれども、市税が1,200万円増といったことの御指摘ですが、この増の要因につきましては、まず2点ございますが、1点目、大きい部分でいえば法人市民税の増といったことで、企業活動の好調さといったものが反映されているという状況ですね。一部ではございますけれども。あとは市たばこ税ですね。こちらのほうがたばこ税の増税もありまして、約2,600万円の増といった形で、市税全体としては約1,300万円の増という結果となっております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） いずれにしても、やはり緊縮の予算の努力で今黒字になっているわけですが、ゆとりあるまちづくりを進めようと思えば、その収入源というものを少し考え直さなくてはいけないんじゃないかと思えます。研究も必要だと思えます。そういった点で、今まで努力されている企業誘致とか、いろんなものがあるとは思いますが、ぜひその辺を研究していただきたいと思えます。

また、同じように来年も緊縮政策をとるようなことになれば、やはりいろんな面で、先ほども言いましたように、20億円の収入減があるわけですが、その分だけはもっと厳し

い状態をしなければいけないということになってくると思いますので、その辺をよく研究していただきたいと思います。

その辺でちょっと何かありましたら。何か研究していることがあるのか、ちょっと今のところ無理なのか、その辺を教えてください。

議長（脇本茂紀君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） 歳入の確保、これにつきましては大変重要な問題であると思っております。先ほどおっしゃいましたように、歳入がなければなかなか事業ができない。そういったものは痛感いたしております。

我々が特に財源として求める中で、国の経済対策と、こういった動きに対する手だてといったものを的確に捉えていって、事業に充てたいといったものがございます。平成21年度以降なんですけれども、例えば、経済対策できめ細かな交付金であるとか公共投資臨時交付金であるとか、そういったものを政府のほうで経済対策として行ってまいりましたが、竹原市においてそれを活用して、ブロードバンド事業であるとか道の駅、そういったものに充ててまいりました。そういうような形で、今後も国の動向等を的確に把握しながら、そのような財源の確保に努めていきたいと考えております。

経済対策につきましても、昨今の報道の中で、今年度においても経済対策を実施するという予定になっておるようでございます。内容につきましては、中小企業への支援であるとか企業立地、そういったものの支援というものが今のところ想定されているようでございます。そういった中で、我々も日々の政策を常に論議しておるわけでございますけれども、補正対応になろうかと思っておりますけれども、そのような有利な財源、あるいは起債等を十分に把握して充当できるよう、日々研究を続けてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） それでは、この中で満足度と個性を生かしたまちづくりというのがあるんですが、やはり私が考えるに、満足度というのは身の回りの小さなことをたくさんやってもらわなければいけないんで、予算配分とかそういったものもあろうかと思えます。そして、個性を生かしたまちづくりというのは何をもって言われておるのか。例えば観光とか、そういったものがあるんだったら、今のその取り組み状況はどんなものか、お聞かせください。

議長（脇本茂紀君） 企画政策課長。

企画政策課長（福田吉晴君） 満足度と個性を生かしたまちづくりについての質問でございます。

市長からの答弁にもございましたが、本市におきましては目指す将来像を「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」といたしておりまして、この実現に向けて市民満足度の向上を目指しまして、また本市の個性を生かしたまちづくりに取り組んでいるところでございます。ここでいう満足度の向上といたしますのは、多くの市民の皆様が本市に住み続けたい、住んでよかったと感じていただけること、また個性を生かすといえますのは、本市の特色でございます瀬戸内の美しい自然環境、それから歴史、文化など、これらを活用した施策を推進していくことであると認識しております。

具体的にでございますが、総合計画におきまして、その1つの施策の基軸というのをつくっているんですけども、その1つとして、竹原の持つ住みよい環境を守り育てようというものを掲げておりまして、この中で展開をしております歴史文化の保存、継承、活用や自然環境の保全、活用などと、こういった施策とそれにつながっている事業が本市の個性を生かしたまちづくりであると認識しております。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） 観光のことなんですが、これまでも私はたくさん観光については言ってきたわけですが、やはり幾ら自然が美しくても手を入れなければ、もう山になってしまうということなんです。ですから、どこにどういふスポットがあるか把握されているとは思いますが、やはりそこに手を入れなければ観光スポットとしては使えない。例えば竹原で一番景色がいい——私が思っているだけかもわかりませんが、高崎の今井先生方の裏の旧国道のあたり、あそこ、ことしあたり何か店ができるらしいんですが、やはり瀬戸内海一望できる一番景色のいいところなんですが、やはり木が茂ってしまって海が全然見えないというような感じなんですよね。

忠海から幸崎に抜ける海岸のところを電車で走れば海の上を走っているようなところがあるんですが、それもやはり樹木が途中でぼこぼこあって、見えないところがたくさんある。そういった細かいことなんですけど、やはりそういったところに手を入れないと、自信を持ってここをスポットとしていきますとかいうことはできないんじゃないかと思うんです。その辺を何回も言われたことではありますが、やはり市内各所でそういうことがあると思いますので、できるだけそういうチェック、そういうのを早目に研究していただいて、ぜひ手を入れていただきたいと思いますが、いかが思われるかお願いします。

議長（脇本茂紀君） 観光交流室長。

観光交流室長（堀信正純君） 観光に伴ってということで、本市におきましては自然、歴史、文化などさまざまなそういうところがございます。議員がおっしゃられましたように、瀬戸内の風景でありますとか、185号線の通りでありますとか、町並みも含めて、いろんな有形無形の文化財とか、そういうものがあるという形は認識しているところでございます。現在、地域ブラッシュアップというふうなところで進めているような取り組みもございまして、1つについては今年度実施していますJRサイクルトレインというような形の中でサイクリングロードの啓発である取り組みでございまして、あるいは道の駅の取り組みでありますとか、町並み保存地区の取り組みでありますとか、アニメ「たまゆら」を活用したPRと、取り組みというふうなところもございまして、そういうところを組み合わせた中でPRして、交流人口の拡大、あるいは観光振興につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（「JRにも見えんけん切っていただくように言うことを以前から言うてじゃな、それに答えてあげにゃいかんわい。いや、JRとは交渉しよるんですよ、景観のよさはJRからも見えるように再三言うてるいう、それも再三言うてじゃない、前から」と呼ぶ者あり）

議長（脇本茂紀君） 質問者、再質問してください。

8番（片山和昭君） どうもありがとうございます。かわりに言ってもらいました。そのとおりであります。前々から言うておりました。本当に私も毎回通るようなところばかりなんです、いつもそれを思うわけですね。なぜ、こういったいいところをほったらかしにしておるのかと。それと、JR関係になってくるから、少し変わるかもわかりませんが、今、竹原から呉線に乗ると、電車の窓に樹木が当たるというふうなところがたくさんあるんですね。ちょっと雨降りの後なんかは枝が重くなりますからね、電車の窓をぱちぱちというような当たり方をするとところがあるんですよ。それで、やはりそういうのも申し入れをしていただいて、周辺の整備をぜひお願いしたいと思います。

答えはいいですから、次に行きます。

協働のまちづくりにおいて、自治能力の向上を図り、行政と地域の役割分担のもとということを書いてあるんですが、これも再度ちょっと、どうも腑に落ちないことが多いので、具体的に説明をお願いします。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 協働のまちづくりにおける自治能力の向上と行政と地域の役割分担というような御質問であります。

住民自治組織におきましては、各地域で各地域の課題解決や個性を生かした取り組みが進められてきた結果です。地域の自治能力の向上が図られるとともに、地域の魅力づくりが進んでいるところであります。この自治能力の向上は協働のまちづくりの基盤となるものでありますので、今後さらなる向上に向けて、特に人材の育成とか、その活動拠点となる整備について重要と考えております。その住民自治組織の役員、リーダーの方の人材育成とか、また拠点のあり方については、地域の皆さんと一緒に検討してまいりたいと考えております。

また、行政と地域の役割分担につきましては、少子・高齢化等の社会情勢に対応したまちづくりを進めるために、地域と行政が目的を共有し、相互に役割を担い連携していくことが重要と考えております。地域の努力によって解決すること、また地域と行政が協力して解決すること、行政の責任で解決することを自助、共助、公助の視点で個々の課題のテーマについて話し合いを重ねてまいりたいと思います。

今後も引き続き地域の皆さんと連携、協力を図り、地域の実情に沿った協働のまちづくりを推進し、また取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） 大変努力されていることは、私も参加しているのでよくわかります。それと、やはり協働という意味で、まちづくりの人、ほとんどが役員関係の人が多いんですけど、そのほかに自治会全体——自治ですからね、自治会全体、同じ町の固まりがあるわけで、その辺の仕分けというものはやはりしっかりしてもらって、協働のまちづくりのみが主役で、どんどん先に進まないようには注意をしていただきたいと思います。

そして、やはり大きなことですので、これは市としての指導力を大変皆さん見守っています。今後5年ぐらいで予算もなくなるわけですが、先の方向性とかそういったものを見越し、そしてやはり一番主なのは実践のルートづくりですよ。例えば、市のほうが計画を立てて皆さん実践しても、その後の予算も続かないとか、いろんな面で困ることもあろうと思います。そういった面でぜひとも中身のある協働のまちづくりを進めていただきたいと思います。市長の懇談会等もあったようです。形だけにならないように、ぜひ身のあ

るものにしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それと、やはりここで私が言いたかったのは、特に一番最初に言いましたように、どんな世の中も国の体制も変わっていますので、いかなる状況でも竹原市は盤石ですよというような財政計画、景気対策、そういったものを進めていただきたいということで思ったわけです。そのほとんどは、本当は市長のその辺の決意というのか、気構えというのか、その辺をちょっと聞きたかったわけなんですけど、そういうことで、どなたでもいいですから、その辺のまとめを少ししていただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） まちづくりの施策に関してのるる御提言をいただきました。現在の財政運営と申しますか、行政運営はやはり財政課長等も御説明を申し上げましたとおり、非常に流動的な財源確保といいますか、国の政策が混迷をしているというようなことも受けまして、我々もその財政契約を立てる上では非常に苦勞をしているところもございます。

また、そうは言いますが、市民満足度の向上でありますとか、個性を生かしたまちづくりということを規定としてそれぞれ事業、施策の立案、それから計画、推進というものに取り組んでいるところでございます。いずれにいたしましても、中長期的な財政計画、これは持続可能な財政運営を視野に入れたものになるろうかと思いますが、これをもとに着実に竹原市なりの行政運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、まちづくりに関しましては、やはり行政が一方的なものではいけないというふうなことで、議員の御提言を含め、現在、まちづくり懇談会なども実施しております。懇談会の後には、やはり御指摘を受けました、また課題、問題点については、各担当課から事後に出向きまして、いろんな場面で協議を継続しておりますので、行政、それから地域住民の皆様とともに、まちづくりについて今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） そういったことで、よろしく願いしたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。

市の体文施策についてでありますけど、質問でも言いましたように、スポーツはその地域の元気を誰が見ても象徴しているということでもあります。スポーツに打ち込む姿、これは本当に感動することも多いもんであります。さらにスポーツ、やはりそういったいろんな

まちづくりとか元気を出すという意味で、スポーツの振興というのは大変大切なことだと思いますが、やはり学校教育だけでなく、そのスポーツを振興させるためにはスポーツ環境の整備、これはどうしても必要なことだと思います。

先ほども村松君のところで本人がひた向きな夢をかなえるというようなことを言いましたが、やはりそれだけではなく、周囲の指導者の方とか、そういった周囲の雰囲気が大変大きな環境を与えていると思います。これらのことで、次のことを質問したいと思います。

市長、先般、全国大会へ出場する選手の激励会へ臨まれましたけど、そういった全国へ出るような人に対して、どのような感じを受けたかなど。そういうことと、それと先ほども言いましたように、村松君、小・中・高全てにおいて全国制覇を成し遂げ、大したものではありますが、そのほか、剣道とかほかのスポーツでもどんどん全国大会へ出場している選手がふえています。その割には市としてのPRをもう少し何かあってもいいんじゃないかなど。町の応援ののぼりがあっちこっちぱらぱらとあるような感じで、できれば市役所の正面玄関に、全国大会ぐらいはやっぱりのぼりでも何でもそろえてもらうというような努力も必要ではないのでしょうか。

それと、これはPRですよ。これは今まで安芸乃島とかいうのがおりましたけど、全国で相撲放送をするたびに豊田郡安芸津町とかいうのが出るんですよ。やはり、こういった全国へ名前が売れてきているわけ。それだけでPRになる。ですから、これが竹原市何々町とかいうのが毎回出るようなことになれば、物すごいPRになりますよ。ああ、あそこの市かとかいうことになるわけですね。それから、そういった面ではもう少しそういったことも応用できるように考えていったらどうかなと思います、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） まず、全国大会に出場する選手の激励会の件でございますけど、先般、激励会を開催いたしまして、広島県の代表として全国大会に竹原市から5種目21名の方々が出場されるということで、本市にとっては大変喜ばしいこと、また、かつ名誉なことであるというふうに考えているところでございます。

その激励会では大会を前にした選手の皆さんの代表の方から、大会出場に向けた決意表明をしていただきまして、その姿は大変生き生きとした、また、かつたくましいということで、私たちから見ますと、市民から見ますと非常に元気を与えてくれたというふうに感

じておるところでございます。こうしたスポーツを通しまして、「する人、観る人、支える人」、全てが元気になることでスポーツの交流人口の拡大と、元気のあるまちづくりを引き続き推進してまいりたいというふうに思ったところでございます。

それから、PR体制のことで御質問があったと思います。現在、竹原市におきましては、全国大会に出場される選手に対しましては広報に掲載して、市民の方々に周知をさせていただいておるところでございます。あわせて激励金の交付などもさせていただいております。そのあたりが、それだけでは弱いんじゃないかというようなことでございますけれども、今後におきまして、市のホームページの活用でありますとか、ことしに入ってからフェイスブックを活用させていただいておるので、そちらのほうでも情報発信、情報提供させていただくようなことをぜひ検討させていただいて、PR体制の充実といいますか、強化といいますか、そういった工夫をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） とにかく、例えば世羅のマラソンとかいうのが有名なんですけど、あそこの町は何事についても町ぐるみでやっているわけですね。あそこに行ってみましたら、マラソン道路もいいのができていますし、それとあそこには走る神様韋駄天の像が神社にあるんですよ。そういった神社にまた全国のトップアスリート、いろんなオリンピックに出た人とか、使い古したシューズなんかも全部飾ってあるわけですが、そういった大きな町のPRになっていると思うんですよ。

この前、コンピューターのほうの会社のあれで、政府のほうで1番と2番がどう違うんかとかいうような問題が出たことがあります。2番でもいいじゃないかと。やはり1番、日本一になれば、それだけのこれは日本一のものなんだという絶対的なPRになりますので、トップを育てるという意味だけではなく、トップを育てることによって、その町の活性化につなげるというような考え方もひとつ持っていたいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、この前、テレビで——きょう、朝も言いましたか、広島県の相撲選手権というのをやっていました。これは竹原市の中央公園ですね。あそこの相撲場でやっていたわけなんですけど、それで、その次の日に高重さんと同じように中央公園へ行ってみました。その前にも一応夏場に水道の水がどうのこうのというような話があったので、ちょっと徹底的に調べてみようかなということで、あそこへ行ってみました。

水道はいろいろと端から端まで全部ひねってみたんですが、そのときにはよくなりました。それと、びっくりしたのは相撲場周辺の設備、特に相撲場周辺だけでなく、たくさんベンチ等があるんですが、もう本当、できたままそのまま手を入れていないんじゃないかというぐらい、座るところが腐って弱くなっていたり、そういったベンチがありました。

それと日陰というんか、ポーチですよ。日影になるんか、L字型に休むようなところがありましたけど、その上の屋根、これはプラスチックでできていたんですが、もうばりばりになって、本当に見る影もないような、うわっ、これが屋根かというような、非常に格好の悪い設備でした。ちょうどテレビを見ていたんですが、そこは映っていなかったんで、映らなくてよかったなと思ったわけなんですけど、やはり管理状況があそこは隅のほうにあるかどうかはわかりませんが、大変悪いですね。高重議員も言われたように、本当に気になるところがたくさんありました。根本的にはれんがづくりの道とか本当にいい施設だと思うんです。やはり管理がもう少しどうなんかなと。

それと、相撲は県の選手権でしたが、やはりこの辺ではもう竹原独自というんか、安芸津、因島、呉のほうからも近隣の市町の方がたくさん寄ってできるぐらいの施設になっています。

それと、その隣に屋内相撲場もあって、大変いい設備だなと思ったわけですが、シャワーがちょっと見えなかったんで、運動するところにシャワーがないのはどうなんかなという感じで見たわけですが、やはりこれは竹原しかないんだというような、ぜひテレビに映っても、おお、いいところじゃなとかいうような設備にぜひしていただきたいと思いますが、公園管理とか、その辺の考えがございましたら、担当の意見をお聞きしたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 御質問の中央公園のベンチ、日陰、屋根の傷みがあり、管理状況はという御質問でございますが、まず中央公園は近隣公園としておおよそ500メートル以内の近隣の住民を対象といたしまして、休養、散策に供する公園として位置づけ、整備をいたしております。

毎年、遊具等につきましては、施設保守点検を行っているところでございますが、本公園につきましては昭和58年に開園いたしております、30年間近く経過しており、公園内の施設の老朽化が進行しております、撤去または修繕により以前より対応している

のが現状でございます。管理につきましては、樹木管理については剪定、施肥、防除、かん水を年間維持管理という形で市内の造園会社のほうに、また園内の清掃につきましては週2回、主にゴミ拾いと除草を社会福祉法人若竹会のほうに毎年、業務委託により対応いたしております。

また、中央公園の遊具等につきましては、今年度より社会資本の整備計画を活用いたしまして更新する予定を立てております。今年度、パーゴラの一部でございますが、屋根の修繕は実際行っております。御質問でありましたそれ以外のベンチ、日陰の屋根、パーゴラを含めまして、他の施設も再度総合的に調査点検いたしまして、修繕及び補修を検討してまいりたいというふうに今考えております。

今後とも、こういった当公園につきましては、小さなお子様から高齢者まで広く市民の皆様気軽に利用ができ、地域のコミュニケーションが図られるような場所を提供していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） 同僚議員が言われたのとダブったんですが、本当はそこ、大変いい施設なんですよね。やはり、これをほっとく手はないと。本当に市民の人が充実してくつろげるような公園に、ぜひしていただきたいと思います。できれば、予算期ですので、その辺はしっかりと予算を投入していただきたいという要望をしておきます。

それで、次に、学校の適正配置とその跡地利用でございますが、これは現状のあり方を全て出していただいたんですが、別にそれがやれとかやるなとかいう意味ではなくて、やはりこういった問題、その地区の方針とか生活が全部かかっていますのでね、その辺は常に明確にしておく必要があると。裏のほうで動かないように、いつでもわかるようなということで、前回に続いて言わせてもらったわけですが。

それと同時に、やはり適正配置、これはもう小中一貫も含めてですが、それを進めるときにはその地域の中で学校施設とかいうのは大変なものですからね、生活の中の一部ですから、しっかりと議論をしていただきたい。閉校してから、そういった跡地利用とかそういう議論をやはり進めていっていただきたいなと思って今回こういう質問をしたわけです。

忠海では今、小中一貫の後で対策委員会というんですか、できているようですが、吉名についてはどうなっているんでしょうか。その辺の現状も少し教えてください。

議長（脇本茂紀君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 小中一貫教育についての御質問ですけれども、忠海地区におきましては設立検討委員会からは報告書が提出されております。この報告書に沿って、平成27年度を目標に一体型の小中一貫校の設立に向けて現在取り組んでいるといったところでございます。吉名地区の小中一貫教育につきましては、既に吉名小学校、中学校で連携教育を行っており、成果も出てきておるところでございます。

今後につきましては、検討委員会を設置しまして、保護者、地域の皆様の理解を得ながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） 教育の内容はおおよそ把握しているつもりなのですが、それと同時に、やはり跡地利用ということになると、市長部局とかそういった方向がまちづくりの中で絡んでくると思いますのでね、その辺で教育委員会だけではなくて、市長部局、都市整備、その辺が取り組んでいるのかどうかというようなことが少し気になるわけです。

それで、もし今、跡地の利用の議論とか話し合いが進められているとか、そして今後の方向性があれば、お聞きしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（脇本茂紀君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 跡地利用の御質問でございます。

跡地利用については、具体的に今議論をしているというところはございません。ただ、忠海地区の検討委員会において地域を活性化するような土地の有効利用を図らなければならないといった意見はございました。

いずれにしても、跡地利用につきましては地域、市長部局、教育委員会が一体となって、地域の活性化が図られるような検討をしていきたいというふうに思っております。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） 今から少子化やら、やはり教育環境を含めて町の様子もどんどん変わってきますのでね、その辺を町ぐるみでの確な対応ができるように、よろしく願いしておきたいと思います。

最後に、防災と危機意識についてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、今災害が起きました。私たちは何ができるでしょうか。職員を初め竹原市民何%が心から危機意識を持っているのだろうか。それで今一番にすべきことは何だろうかということでもあります。どうも平和なところで暮らしてきましたので、危機意識が少な

いのではないかと。きやへんわというぐらいの感覚が多いんじゃないかと思うんですけど、その辺をどう考えているのか、担当にお聞きします。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 災害時の対応、危機意識についての御質問でございます。

本市の防災対策につきましては、地域防災計画に基づきまして、災害予防、災害応急対策、あるいは災害復旧などの、そういった防災対策全般につきまして防災関係機関の協力を得て実施をするということにいたしております。ただ、こうした防災対策の中で最も重要なこととございますが、やはり災害が起こったときに、人命を第一に考え、安全、確実に避難することではないかというふうに思っております。

そのためには、やはり自助・共助・公助、こういった取り組みが不可欠であるというふうに認識しており、こういった取り組みが有効に機能するためには、住民自治組織でありますとか、自主防災組織、あと防災関係機関、あるいは行政が連携協力しながら、それぞれの役割と責任のもとに地域社会全体が一体となって、こうした防災に対する意識の向上を図るとともに、いざというときに備えておくということが大事じゃないかというふうに考えております。

今後とも安心して安全な地域づくりに向けまして、こうした防災、減災対策を実施してまいりますと考えております。よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） この際、会議時間を延長いたしておきます。

8番。

8番（片山和昭君） 計画は結構であると思います。しかし、最初に言いましたように、今起きたらどうするのかと。地域の住民の人でもそういうことを言っておられる方がたくさんいます。どこへ逃げたらいいんだろうかというような感じですね。計画では、訓練にしてもやはり手順に沿ってやりますので、議論的にはわかるんですけど、本当に今どかっと来られたら、どうすりゃいいんじゃないと。

先日も同僚議員が言いましたように、例えば3メートルぐらいの津波が満潮時に来たとして、賀茂川を超えたらもう、ここ80%ずぶっといきますよね。そういった場合、まちの真ん中の辺の人は、じゃ、どこに逃げたらええんじゃないかというのが、計画を待ちよつたらね、やっぱりおくれるんですよね。なければいいですよ。なければいいんですが、やはりこれは本当にいつ来るかわかりませんので、そういった緊急の場合の対策ですよね。例えば、自治会の組内、昔の「じっこう」ですよね。隣組、そういったものを利用して、ど

こへ集まるとかなんとか話をさせるとか、そういった指導をしていただくとかいうことも、やはり市として考えなければいけないのではないかなと思います。本当に現状に即したら、もう人のことどころじゃないと思うんでね、やっぱり自分が逃げることを一番に考えなければいけない。そういった高台——うちは高いからいいじゃ悪いじゃいうんじゃないしに、高いところは高いところでやっぱり揺れがありますしね。揺れの震度に対する倒壊の防止策とか、そういった対策もやはり指導していかなければいけないし、これは計画をより先に何かでできるんじゃないかなと思います。

例えば、一番手っ取り早いのが、先刻も出ましたように、海拔の標識ですね。私も何回も言ったんですけど、あれは標識を立てるだけ。計測が少し高いかもわかりませんが、そういったものだけでも啓発になると思いますよね。

そういったものをぜひ、できるものを一番に考えて、特に来るか来んかということに対しては絶対に来るということを職員も私たちもそうですが、絶対来るということを頭に入れて、そこからやっぱり進めないと、前に進まないと思いますので、その辺をひとつよろしくお願いしたいと思いますが、意見ございましたら。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 今、議員のほうから御提言をいただきました。災害が起きたとき、やはり迅速に避難すると、人命を第一に考えて安全、確実に避難するということが一番大事なことだというふうに考えております。そのための具体的なこととして、海拔の表示ということをおっしゃっておられました。このたび内閣府のほうで南海トラフで巨大地震が発生した場合の想定結果というものを8月29日に発表されました。こうしたかなり大きな被害想定も出されておりますが、こうしたことを市民の皆さんが見られて、御自分の地域の高さのことを知りたいというふうに思われるというのはごく自然なことではないかというふうに思います。

今、御提言のありました海拔表示につきましては、津波に備えて現在地の高さを知らせる表示というものでございます。公共施設に設置するというふうなことを他市でもされておられます。住民の方の避難の目安になりますし、また防災意識を高めるということにもつながることになると思います。

こうした取り組みでございますが、これは国のほうにおきましては、昨年発生しました東日本大震災を契機に津波被害を軽減する取り組みの一つということで、これは国道でございませけれども、国道の道路標識に海拔を表示するというような取り組みを進められて

おります。本市におきましてもこういった取り組みを早期に行っていけるように検討してまいりたいと考えております。

議長（脇本茂紀君） 8番。

8番（片山和昭君） とにかく、そういった積極的な取り組みが、やはりいざというときにはたくさんの人命を救うことになりますのでね、その辺の取り組みをぜひ早急に行っていきたいと思っております。

私の質問は終わります。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって片山和昭君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

明9月14日、午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時02分 散会